

平成24年第1回紀の川市議会定例会 第1日

平成24年 2月24日（金曜日） 開 議 午前 9時26分
散 会 午後 2時09分

◎議事日程（第1号）

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 諸般の報告
- 日程第4 諮問第 1号 人権擁護委員候補者の推薦について
諮問第 2号 人権擁護委員候補者の推薦について
諮問第 3号 人権擁護委員候補者の推薦について
諮問第 4号 人権擁護委員候補者の推薦について
議案第 1号 田中財産区管理委員の選任について
議案第 2号 長田竜門財産区管理委員の選任について
議案第 3号 長田竜門財産区管理委員の選任について
議案第 4号 長田竜門財産区管理委員の選任について
議案第 5号 長田竜門財産区管理委員の選任について
議案第 6号 長田竜門財産区管理委員の選任について
議案第 7号 長田竜門財産区管理委員の選任について
議案第 8号 竜門財産区管理委員の選任について
議案第 9号 竜門財産区管理委員の選任について
議案第 10号 竜門財産区管理委員の選任について
議案第 11号 竜門財産区管理委員の選任について
議案第 12号 竜門財産区管理委員の選任について
議案第 13号 竜門財産区管理委員の選任について
議案第 14号 竜門財産区管理委員の選任について
議案第 15号 南北志野財産区管理委員の選任について
議案第 16号 南北志野財産区管理委員の選任について
議案第 17号 南北志野財産区管理委員の選任について
議案第 18号 南北志野財産区管理委員の選任について
議案第 19号 南北志野財産区管理委員の選任について
議案第 20号 南北志野財産区管理委員の選任について
議案第 21号 南北志野財産区管理委員の選任について
議案第 22号 静川財産区管理委員の選任について
議案第 23号 静川財産区管理委員の選任について

- 議案第 24号 静川財産区管理委員の選任について
- 議案第 25号 紀の川市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 26号 紀の川市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について
- 議案第 27号 紀の川市税条例の一部改正について
- 議案第 28号 紀の川市消防団条例の一部改正について
- 議案第 29号 紀の川市消防委員会条例の一部改正について
- 議案第 30号 紀の川市印鑑条例の一部改正について
- 議案第 31号 紀の川市ひとり親家庭医療費の支給に関する条例の一部改正について
- 議案第 32号 紀の川市国民健康保険税条例の一部改正について
- 議案第 33号 紀の川市介護保険条例の一部改正について
- 議案第 34号 紀の川市営住宅条例の一部改正について
- 議案第 35号 紀の川市下水道排水設備指定工事店条例の一部改正について
- 議案第 36号 紀の川市水道事業の設置等に関する条例及び紀の川市河北河南水道事業給水条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 37号 紀の川市簡易水道事業設置条例の一部改正について
- 議案第 38号 紀の川市簡易水道事業給水条例の一部改正について
- 議案第 39号 紀の川市コミュニティ施設条例の一部改正について
- 議案第 40号 紀の川市公民館条例の一部改正について
- 議案第 41号 平成23年度紀の川市一般会計補正予算（第5号）について
- 議案第 42号 平成23年度紀の川市住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算（第2号）について
- 議案第 43号 平成23年度紀の川市国民健康保険事業勘定特別会計補正予算（第3号）について
- 議案第 44号 平成23年度紀の川市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）について
- 議案第 45号 平成23年度紀の川市介護保険事業勘定特別会計補正予算（第2号）について
- 議案第 46号 平成23年度紀の川市公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）について
- 議案第 47号 平成23年度紀の川市特定環境保全公共下水道事業特別

会計補正予算（第2号）について

- 議案第 48号 平成23年度紀の川市農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）について
- 議案第 49号 平成23年度紀の川市簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）について
- 議案第 50号 平成23年度紀の川市池田財産区特別会計補正予算（第2号）について
- 議案第 51号 平成23年度紀の川市田中財産区特別会計補正予算（第2号）について
- 議案第 52号 平成23年度紀の川市最上、神田、市場、元財産区特別会計補正予算（第2号）について
- 議案第 53号 平成23年度紀の川市水道事業会計補正予算（第2号）について
- 議案第 54号 平成23年度紀の川市工業用水道事業会計補正予算（第1号）について
- 議案第 55号 平成24年度紀の川市一般会計予算について
- 議案第 56号 平成24年度紀の川市住宅新築資金等貸付事業特別会計予算について
- 議案第 57号 平成24年度紀の川市土地取得事業特別会計予算について
- 議案第 58号 平成24年度紀の川市国民健康保険事業勘定特別会計予算について
- 議案第 59号 平成24年度紀の川市国民健康保険直営診療施設勘定特別会計予算について
- 議案第 60号 平成24年度紀の川市後期高齢者医療特別会計予算について
- 議案第 61号 平成24年度紀の川市介護保険事業勘定特別会計予算について
- 議案第 62号 平成24年度紀の川市公共下水道事業特別会計予算について
- 議案第 63号 平成24年度紀の川市特定環境保全公共下水道事業特別会計予算について
- 議案第 64号 平成24年度紀の川市農業集落排水事業特別会計予算について
- 議案第 65号 平成24年度紀の川市簡易水道事業特別会計予算について

- 議案第 66号 平成24年度紀の川市池田財産区特別会計予算について
議案第 67号 平成24年度紀の川市田中財産区特別会計予算について
議案第 68号 平成24年度紀の川市長田竜門財産区特別会計予算について
議案第 69号 平成24年度紀の川市竜門財産区特別会計予算について
議案第 70号 平成24年度紀の川市南北志野財産区特別会計予算について
議案第 71号 平成24年度紀の川市飯盛財産区特別会計予算について
議案第 72号 平成24年度紀の川市静川財産区特別会計予算について
議案第 73号 平成24年度紀の川市最上、神田、市場、元財産区特別会計予算について
議案第 74号 平成24年度紀の川市調月財産区特別会計予算について
議案第 75号 平成24年度紀の川市丸栖財産区特別会計予算について
議案第 76号 平成24年度紀の川市平池財産区特別会計予算について
議案第 77号 平成24年度紀の川市水道事業会計予算について
議案第 78号 平成24年度紀の川市工業用水道事業会計予算について
議案第 79号 土地の処分について
議案第 80号 辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更について
議案第 81号 辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定についての認定について

◎本日の会議に付した事件

議事日程（第1号）のとおり

○出席議員（23名）

1番 榎本喜之	2番 室谷伊則	4番 川原一泰
5番 吉田隆三郎	6番 阪中晃	7番 松本哲茂
8番 上野健	9番 杉原勲	10番 高田英亮
11番 寺西健次	12番 堂脇光弘	13番 田代範義
14番 石井仁	15番 森田幾久	16番 井沼武彦
17番 今西敏文	18番 竹村広明	19番 岡田勉
20番 坂本康隆	21番 大森道夫	22番 亀岡雅文
23番 村垣正造	24番 西川泰弘	

○欠席議員（1名）

3番 原延治

○説明のために出席した者の職氏名

市長	中村 慎司	副市長	田村 武
市長公室長	橋口 順	企画部長	東 秀明
総務部長	竹中 俊和	市民部長	北林 佳高
地域振興部長	西本 静代	保健福祉部長	藤戸 敏成
農林商工部長	林 信良	建設部長	阪口 政弘
会計管理者	山本 卓司	水道部長	今井 辰巳
国体対策局長	奥谷 敏夫	教育長	松下 裕
教育部長	尾崎 茂晴	総務部財政課長	森本 浩行

○議会事務局職員

事務局長	永田 博敏	議事調査課長	藤井 節子
議事調査課課長補佐	岩田 和久	議事調査課係長	田中 啓吾

（開会 午前 9時26分）

○議長（西川泰弘君） おはようございます。

議員各位には平成24年第1回紀の川市議会定例会に出席をいただき、厚く御礼を申し上げます。

それでは、地方自治法第113条の規定による定足数に達しておりますので、これより平成24年第1回紀の川市議会定例会を開会いたします。

それでは、本日の会議を開きます。

本定例会には、平成24年度各会計予算をはじめ、条例の制定、改正等多数上程されております。議員各位の御協力のもと、円滑な議会運営に努めますので、よろしく願いいたします。

なお、3番 原 延治議員より病氣療養のため、本定例会を欠席したい旨の届け出がありましたので、御報告いたします。

それでは、議事に入ります。

議事日程は、お手元に配付しているとおりであります。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（西川泰弘君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第81条の規定により、1番 榎本喜之君、2番 室谷伊則君を指名いたします。

日程第2 会期の決定

○議長（西川泰弘君） 日程第2、会期の決定についてを議題といたします。

本定例会の会期につきましては、去る2月14日、議会運営委員会を開催していただき、議会運営について御協議をいただいております。

お諮りいたします。

本定例会の会期は、お手元に配付の会期予定表のとおり、本日から3月23日までの29日間といたしたいと思っております。

これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」という者あり〕

○議長（西川泰弘君） 異議なしと認めます。

したがって、本定例会の会期は、本日から3月23日までの29日間に決定いたしました。

日程第3 諸般の報告

○議長（西川泰弘君） 次に、日程第3、諸般の報告を行います。

報告1、議員派遣について

去る2月1日、2日、議会広報編集特別委員会が滋賀県甲賀市議会と愛知県武豊町議会へ「議会広報づくり全般について」の視察研修を行うことを地方自治法第100条第13項及び会議規則第159条の規定により、議長において承認しておりますので、報告いたします。

また、その視察の概要を議会広報編集特別委員会委員長から報告していただきます。

議会広報編集特別委員会委員長 竹村広明君。

○18番（竹村広明君）（登壇） おはようございます。それでは、議会広報編集特別委員会視察研修の報告をさせていただきます。

議会広報編集特別委員会は、去る2月1日から2日、滋賀県甲賀市議会と愛知県武豊町議会へ視察研修を行いましたので、その概要を報告いたします。

甲賀市は、平成16年10月、5町による合併で誕生した市であり、人口約9万4,000人、面積481.69平方キロで、本市の2倍以上の広さであります。最近では、新名神高速道路の開設に伴い、京阪神地区地域や名古屋、東京方面への交通や自動車交通の利便性を格段に向上し、ますます発展が期待できる地域であります。

甲賀市議会では、議会広報特別委員会の8人のメンバーが中心となり、議会だよりを発行し、一般質問の記事の原稿は本市同様、各質問者が作成を行っており、相対的に「議会言葉」ではなく、わかりやすく、親しみのある紙面づくりを心がけているとの説明を受けました。また、毎日新聞社主催の近畿広報紙コンクールにおいて、本年度は優秀賞を受賞されるなど、これからもお互いによきライバルとして「グランプリ」を目指し、議会をよりわかりやすく広報することを約束いたしました。

次に、武豊町は愛知県の知多半島にあり、人口約4万3,000人、面積が25.81平方キロのまちであります。

武豊町の議会だよりは、6名の委員で構成する特別委員会で編集され、発行の時期が定例会の翌月15日としているため、編集作業は定例会と並行して進めるなどスケジュール的には非常に厳しく、写真や議案審査の記事は事務局で行っているとの説明でした。一般質問の原稿は各質問議員が、みずから作成しているとのことでした。

平成22年7月より、全面カラー刷りとしたため、写真が映え、とても明るい広報となっております。また、毎年、県町村議会議長会主催の広報クリニックにおいて、講師より診断とアドバイスを受け、スキルアップを図っているそうです。

昨年制定された議会基本条例との兼ね合いもあり、住民参加の住民の声を反映する議会だよりにしていくことが一番の課題であると、委員長の言葉でした。

今回の視察を終え、感じたことは、どちらも紙面からは議員一人一人の「伝えよう」という意識、意欲が伝わってくる広報となっており、そんな編集委員の生の声が聞け、大い

に参考になりました。

以上が研修内容ですが、詳しい資料は事務局に保管しておりますので、御参考にしていただきたいと思います。

以上で、議会広報編集特別委員会県外視察研修の概要報告を終わります。ありがとうございました。

○議長（西川泰弘君） 報告2、大韓民国西帰浦市より姉妹都市締結5周年の記念として招聘を受け、2月8日から3日間、紀の川市訪問団が表敬訪問を行いました。

なお、前定例会で議決された派遣議員のうち、井沼武彦君にかわり上野 健君を派遣しましたので、報告いたします。

それでは、訪問の概要を訪問団副団長の村垣副議長から報告願います。

副議長 村垣正造君。

○23番（村垣正造君）（登壇） 改めまして、おはようございます。西帰浦市の議員派遣について、報告させていただきます。

国際姉妹都市である韓国西帰浦市から、姉妹都市締結5周年を記念して、今後、さらに発展的な交流方策の協議及び両市の友好促進のため招聘を受け、去る2月8日、9日、10日の3日間、市長を団長に私が副団長となり、市議会議員10名及び市長ほか市職員の計15名で、西帰浦市を訪問してまいりました。

まず、済洲特別自治道議会を訪問し、議長及び議会運営委員長との会談を行いました。

済洲特別自治道は、チェジュ市と西帰浦市の2市で構成されておりますが、議会としては市の議会はなく、済洲特別自治道議会となります。議会の構成は、議長1名、副議長2名、議員定数が41名であるとのことでした。会談のあと、議会議事堂見学をいたしました。すべての議席にパソコンが設置されており、議案書等はパソコン画面で用意され、ペーパーレスとなっているとの説明でした。また、傍聴席にもわかりやすい大きな液晶表示板が設置されており、IT化された議事堂という印象でした。

次に西帰浦市を訪問し、昨年12月に新たに市長に就任された金市長ほか、市の幹部職員と意見交換し、西帰浦市・紀の川市ともに今後ますますの交流事業を推進することを確認しました。

そのほか、特に印象に残った訪問先と研修を報告いたします。

まず、済洲ワールドカップ競技場を視察いたしました。西帰浦市は、観光とともにスポーツのメッカを目指しており、その中心的な施設となるものです。

農業関係では、ミカン博物館を視察いたしました。ミカンは近年、生産過剰ぎみで、昨年は46万トンの生産量で、最近ではデコポン等の生産も盛んとのことでした。

また、海産物や日用品の店が軒を並べる東門市場を見学しました。世界自然遺産に選ばれた豊富な観光資源を生かし、環境保護と経済成長の調和を図りながら、観光都市を目指す西帰浦市の発展は、目をみはるものがあり、我が紀の川市も参考にすべきことが多くあると感じました。

なお、詳しい資料については事務局に保管しておりますので、必要な方はごらんいただきたいと思えます。

以上で、報告を終わります。

○議長（西川泰弘君） その他の報告については、お手元にお配りしておりますので、御了承賜りたいと思えます。

以上で、諸般の報告を終わります。

日程第4 諮問第 1号 人権擁護委員候補者の推薦について から
議案第 81号 辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定について
まで

○議長（西川泰弘君） 次に、日程第4、諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦についてから、議案第81号 辺地に係る公共施設の総合整備計画の策定についてまでの85件を一括議題といたします。

提出者に提案理由の説明を求めます。

市長 中村慎司君。

○市長（中村慎司君）（登壇） 改めまして、おはようございます。

近年にない厳しい寒波も、今週に入り少しは緩んできたように思われますが。

本日、平成24年第1回紀の川市議会定例会を招集いたしましたところ、議員各位には何かと御多用のところ、御参集をいただき、厚く御礼申し上げます。

最初に、旧年中に発生いたしました各自然災害等への対応について、市民の皆様、また議員の方々から御支援と御協力いただきましたことに対し、深甚なる感謝を申し上げたいと思えます。

平成24年は復興元年と言われておりますように、紀の川市はもちろんのこと、和歌山県また日本の復興に対し、市としても強い決意をもって支援し、さらに皆様から御協力をいただきながら、「力強い日本」によみがえるよう、一日も早い復興を願っております。

さて、世界に目を向けますと、昨年は中東諸国の長期強権政治に対する民主革命、先進国での失業問題や格差問題、またヨーロッパ金融危機の波及に伴った経済の減速懸念と円高、そしてアメリカがアジアへ積極的に関与を深めるなど、世界の情勢等が大きく揺れ動いた年でもありました。また、アジアをはじめ、世界各地で予想をはるかに超える自然災害が発生いたしました。

タイの大洪水は、日本の進出企業が浸水等の被害により操業が停止するなど、多大な影響を受け、日本国内の経済状況は一時混迷を来すこととなりました。

また、国内では、震災等の復興がおくれている状況の中で、東北地方を中心に、2月初旬からの「平成18年豪雪」に匹敵する記録的な積雪により、日本各地で多くの方が落雪

等の犠牲となり、公共交通機関等も大きく乱れるなど、改めて自然災害の脅威を思い知らされ、防災対策の重要性を再認識したところであります。

そのような中、平成24年第180回通常国会が開催されましたが、国会情勢は混沌としている中、震災等による被災地の復旧・復興をはじめ、消費税増税を含む社会保障と税の一体改革や、年金、円高、TPP、普天間基地移転など課題が山積いたしております。

今後の国の動向を見守り、紀の川市としてよりよい方向性を皆様と検討させていただき、魅力あるまちづくりに邁進していきたいと考えております。

前置きが長くなりましたが、議案の説明に先立ち、平成24年度予算編成に当たり、私の市政運営に対する所信の一端を申し上げ、議員並びに市民の皆様方の一層の御理解と御協力をお願い申し上げます。

本年も、まず「安全・安心なまちづくり」を最重点事業におき、橋梁の点検と主要幹線道路の整備のほか、子どもたちが安心して学ぶことができるように、市内全校の耐震化整備を進めていくとともに、小学校を卒業するまでの子どもの医療費無償化など、ゆとりをもって子育てができる環境づくりを目指してまいります。

また、財政状況は依然と厳しい中ではありますが、英知を結集し、底力を出して「合併してよかった、紀の川市に住んでよかった」と心から誇りを持てるような「魅力あるまちづくり」に誠心誠意、取り組むとともに、長期総合計画の「協働」「人づくり」「基盤づくり」「環境づくり」「行財政」の5つの政策目標を柱に、また私が掲げた6つの公約「安全・安心・心ゆたかなまちづくり」「生活基盤の整備」「健康・福祉の充実」「農業・産業の活性化」「教育の振興」「景気対策」の実現のために、市民の皆様方の御意見に耳を傾けながら、また、市議会の皆様とともに、御協力をいただきながら市政運営に邁進したいと考えております。

それでは、平成24年度当初予算（案）について、説明をさせていただきます。

平成24年度当初予算は、実効性のある施策の優先的な実施とその土台となる行財政改革への取り組みを強化し、中・長期的な展望に立った財政計画に基づき、昨年度と同じく本年度も「予算総額管理配分方式」をとるとともに、限られた財源の中で直面する諸課題に対応するというめり張りのある予算編成としてまいります。

平成24年度当初予算額は、一般会計332億8,000万円、特別会計175億7,766万円、公営企業会計21億2,206万1,000円、全会計合わせますと529億7,972万1,000円であります。

なお、一般会計におきましては、平成23年度と比較して22億8,000万円、率にして7.4%の増加となっております。これは、特に小学校の耐震化、粉河中学校の移転改築、新庁舎建設が主な要因であります。私の信念である安全・安心な市民生活の確保に向け、紀の川市誕生以来、最大の積極型予算となっております。

平成24年度の主要事業の中で、とりわけ重点的に取り組む施策として、1つ目に「安全・安心なまちづくり」、2つ目に「少子高齢化・人口増加対策」、3つ目に「農業・産

業の活性化対策」、4つ目に「広域行政事業」、5つ目に「その他」として主に3事業に取り組んでまいります。

まず、1つ目の重点施策である「安全・安心なまちづくり」については、昨年度に引き続き、特に教育施設の耐震化に重点を置き、平成27年度までにすべての小・中学校の耐震化を完了し、子どもたちが安全で安心して学ぶことのできる教育環境の整備を図ってまいります。

教育・文化関係の主な事業として、打田中学校校舎等改築事業では、平成23年度に老朽化の著しい教室棟の全面改築工事を終え、あす2月25日に竣工式を行い、本年度は既存校舎を解体し、テニスコート等の整備をいたします。

また、粉河中学校校舎等改築事業については、平成25年7月末完成を目指してまいります。

さらに、学校給食センター整備事業では、桃山・打田・貴志川管内の小・中学校の児童生徒に対応できる学校給食センターを、平成25年度中に完成するよう目指してまいります。

次に、都市公園整備事業としては、打田総合スポーツ公園を整備し、市の総合的なスポーツレクリエーションの拠点施設として、市民の方々の健康増進や地域コミュニケーションの促進を図るため、体育館等を新設し、平成27年度に市民公園として完成できるよう目指してまいります。

また、パークゴルフ場整備事業では、子どもからお年寄りまで楽しめ、特に高齢者の健康増進を図るため、必要な経費を計上いたしております。

次に、道路・橋梁関係では、市民の皆さんが安全かつ快適に過ごせるよう、道路や橋梁の整備を計画に行ってまいります。

紀の海広域施設組合周辺対策事業では、平成28年度に稼働予定の紀の海広域施設組合ごみ処理場へのアクセス道路を整備してまいります。

次に、社会資本整備道路の改良事業のうち、一例を挙げますと、本庁舎周辺の交通渋滞の緩和及び交通の安全を確保するため、平成27年度にかけて本庁周辺の道路整備を行ってまいります。

なお、市の東部地域における国道と県道を結ぶ幹線道路として、平成20年度から整備を図ってまいりました市道井田中ノ才線につきましては、平成25年3月末の工事完了を目指してまいります。

市道等改良事業では、地元からの要望があります身近な生活道路について、計画的に地元関係者と協議の上、整備を図ってまいりたいと思います。

また、橋梁維持修繕事業では、橋梁長寿命化計画に基づき優先順位をつけ、修繕工事を行ってまいります。

次に、防犯・防災関係においては、さらなる消防施設の充実を図るため、消防器具庫の整備を行うとともに、消防水利の基準を満たしていない地区に防火水槽を計画的に整備し

てまいります。

また、木造住宅耐震診断事業では、旧基準木造住宅の耐震診断や耐震工事への補助を行ってまいります。

次に、健康・医療の関係では、「有効な健診」を「多くの人」に「正しく行う」をスローガンに、特定検診やがん検診を実施してまいりたいと思います。広報・啓発活動として、引き続きピンクリボンキャンペーン事業を進めてまいります。

次に、水道関係では、市民の皆様にご安全で安心のいただけるおいしい水道水を継続的に供給できるよう、施設の更新や耐震化についても計画的に実施してまいります。水道未普及地域解消事業（麻生津簡易水道区域拡張事業）では、麻生津簡易水道を拡張し、平成28年度には鞆淵と細野地区に給水が行える予定であります。

また、水道施設整備事業で一例を挙げますと、既存施設の老朽化のため、新たに穴伏浄水場を平成26年度に完成するよう目指しております。

続きまして、2つ目の重点施策である「少子高齢化・人口増加対策」については、私の公約でもございます子育て支援施策の1つであり、子ども医療費助成事業で小学校卒業までの医療費無料化事業を今年度も継続し、疾病の早期発見・早期治療を促進し、子育てに伴う保護者の経済的負担を軽減してまいります。

また、私立幼稚園運営補助事業では、第3子以降にかかる保育料の無料化を、引き続き実施してまいります。

私立保育園運営事業では、保育環境の向上を目指すとともに、私立保育園の運営を支援するため、本年度も運営費や特別保育事業にかかる各補助金を交付してまいります。

また、市としては、少子化と多様化する保育需要の対応として、保育所の統合と民営化を進めています。具体的には、名手保育所を本年4月から民営化し、また同じく4月から調月保育所を安楽川保育所に統合し、平成25年4月から民営化できるよう目指してまいります。

次に、子育て支援関係では、安心して家庭と仕事の両立等、子育てができる環境整備を積極的に行ってまいります。

新規事業として、子育て支援事業の中で、ファミリーサポートセンター事業を行い、育児の援助を受けたい方と援助を行いたいとっていただく方のネットワーク及び拠点づくりをいたします。

また、放課後児童健全育成事業では、市内10カ所の学童保育の充実を目指してまいります。

さて、本市の人口は、合併時から今日まで減少傾向にあり、そこで昨年度から、市内からの人口流出に歯どめをかけ、定住化を促進し、地域経済や財政を支える若い世代の人口誘導策を総合的に講じ、長期総合計画に掲げる平成29年度末の人口7万人を目標に、定住化の促進と人口増加対策に、引き続き取り組んでまいります。

若者定住促進奨励事業では、対象年齢40歳未満の方で、紀の川市内において新築もし

くは中古住宅を購入された方に、市内在住者については40万円、また市外からの転入者については10万円の加算金を含め、50万円の奨励金を給付する事業であります。

婚活支援事業では、男女の出会いの場所を設ける婚活支援を昨年度に引き続き、積極的に行ってまいります。

また、「ようこそ紀の川市へPR事業」では、テレビ番組で私がインタビューされる形で、市の情報発信を行うとともに、フリーマガジンの広告媒体を利用して、若者層を対象に市の情報を発信してまいります。

また、不妊治療助成事業では、市独自に一般・特定不妊治療の助成制度を拡充し、対象者の方々の経済的負担を軽減してまいります。

空き家・農地・人材情報バンク事業では、市内の空き家の現状調査を行い、そのデータをもとに新規就農者支援として、空き住宅の情報提供のための準備作業を進めてまいります。

次に、高齢福祉対策関係では、高齢者自立支援事業で一例を挙げますと、新規事業として在宅要介護3から5の方々に理髪店の理容師を派遣し、調髪を行うことにより保健衛生の増進と介護者の負担軽減を行ってまいります。

その他に、緊急通報装置貸与事業、家族介護慰労事業も現在の制度を拡充し、高齢福祉対策として充実を図ってまいりたいと思います。

3つ目の重点施策である「農業・産業の活性化対策」については、市の基幹産業が農業であることから、安全・安心な農産物を生産するためには、農業基盤整備や農業の担い手育成、経営支援などの施策が必要であります。そのために、主な基盤整備事業として、ため池整備や農道整備等を順次計画的に実施してまいりたいと思います。

その中で、農産物販売促進事業では、紀の川市産農産物の販売促進について、私が先頭に立ち、関係各位と大都市圏を中心にトップセールスを実施し、紀の川市の誇るハッサク、イチジク、桃、カキ、キウイなどの果物をPRし、「果樹王国紀の川市」の存在を全国に発信し、販路拡大を図ってまいりたいと思います。

それから、県営ため池等整備事業では、本年度に西谷池、渋ヶ谷池、調月曾池、北勢田大池を整備してまいります。

また、本市は平成22年12月に、近畿ではじめて「食育のまち」宣言を行っており、食育を市民運動として展開するとともに、観光や産業振興も含めた「まちづくり・人づくり」にも結びつけてまいりたいと思います。

また、鳥獣対策事業では、年々増加する鳥獣被害対策として、有害鳥獣捕獲頭数に応じた補助金等の予算を増額し、対応してまいります。

次に、産業振興については、平成20年度から北勢田第2工業団地開発事業として事業展開を行い、産業の振興と地元雇用の拡大を図り、地域活性化に向け、本年8月完成を目指してまいります。

企業誘致・企業立地促進事業では、市民の雇用機会の拡大と自主財源の確保のために、

戦略的に企業誘致活動を行ってまいります。また、企業の立地を促進するため、各種優遇措置を行ってまいります。

4つ目の重点施策では「広域行政事業」として、紀の川市、海南市、紀美野町の広域で取り組むことになっております広域ごみ処理施設の紀の海広域施設組合事業では、紀の海広域施設組合運営に要する経費を負担金として計上いたしております。本年度は、主に施設建設場所であります桃山町最上地区の敷地造成工事及び施工監理と、調整池放流水路の整備を行ってまいります。

次に、那賀消防組合事業では、住民の方々の生命と財産を守るための那賀消防組合運営に要する経費を負担金として計上いたしております。なお、桃山地区と貴志川地区の防災拠点として新築移転事業を行ってございました那賀消防組合南消防署につきましては、3月末完成を予定いたしております。

その他、重点施策のうち主な事業は次の3事業であります。

まず1点目は、紀の川市のまちづくり全般における最上位計画であります長期総合計画の基本構想を実現するため、具体的な施策を体系的に示す平成25年から平成29年度の5カ年間における後期基本計画を策定いたします。

2点目の新庁舎建設事業については、市民の方々に利用しやすく、また防災拠点の役割が果たせるよう、エコ庁舎建設を進めております。本年12月に完成し、平成25年1月から新庁舎で業務を始めてまいりたいと思います。

3点目は、平成27年に和歌山県で第70回国民体育大会が開催されることに伴い、紀の川市ではソフトボール、サッカー、ハンドボールが開催される予定となっており、円滑な運営に向けた諸準備を行う経費を予算措置しております。

以上、平成24年度当初予算の重点事業について御説明させていただきました。

今後は、限られた財源の中で行財政改革への取り組みをさらに強化し、諸課題への対応を着実に進め、健全な財政運営に取り組んでまいりますので、よろしくお願い申し上げます。

続きまして、今定例会に御提案いたしました諸議案について、概要説明をさせていただきます。

議案は、諮問4議案、田中財産区管理委員の選任議案1議案、長田竜門財産区管理委員の選任議案6議案、竜門財産区管理委員の選任議案7議案、南北志野財産区管理委員の選任議案7議案、静川財産区管理委員の選任議案3議案、条例の制定・一部改正にかかる議案16議案、平成23年度各会計補正予算にかかる議案14議案、平成24年度各会計予算にかかる議案24議案、土地の処分議案1議案、辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更・策定議案2議案、計85議案であります。

その概要を申し上げます。

諮問第1号から諮問第4号の人権擁護委員候補者の推薦については、紀の川市人権擁護委員のうち、4名が平成24年6月30日に任期満了となるため、佐古勝彦君、西川宏平

君、谷口 昭君、三國和美君を推薦いたしたく、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、議会の意見を求めるものであります。

議案第1号 田中財産区管理委員の選任については、田中財産区管理委員に欠員が生じたため、瀧本和夫君を田中財産区管理委員に選任いたしたく、田中財産区管理会条例第3条の規定により、議会の同意を求めるものであります。

議案第2号から議案第7号までの長田竜門財産区管理委員の選任については、長田竜門財産区管理委員が平成24年3月31日に任期満了となるため、増田好信君、神藤久嗣君、岡田敏孝君、藤原正弘君、長田 清君、林 廣彦君をそれぞれ委員に選任いたしたく、長田竜門財産区管理会条例第3条第1項の規定により、議会の同意を求めるものであります。

議案第8号から議案第14号までの竜門財産区管理委員の選任については、竜門財産区管理委員が平成24年3月31日に任期満了となるため、三崎 勲君、植田雅宣君、眞國信友君、田和良己君、宇野嘉一君、湯浅眞徳君、高橋卓士君をそれぞれ委員に選任いたしたく、竜門財産区管理会条例第3条第1項の規定により、議会の同意を求めるものであります。

議案第15号から議案第21号までの南北志野財産区管理委員の選任については、南北志野財産区管理委員が平成24年3月31日に任期満了となるため、稲垣正仁君、神保美宏君、木村正二君、木村忠博君、小林暁弘君、高幣 兆君、木村忠雄君をそれぞれ委員に選任いたしたく、南北志野財産区管理会条例第3条第1項の規定により、議会の同意を求めるものでございます。

議案第22号から議案第24号までの静川財産区管理委員の選任については、静川財産区管理委員が平成24年3月31日に任期満了となるため、岩本岩男君、齊藤通久君、中本辰雄君をそれぞれ委員に選任いたしたく、静川財産区管理会条例第3条の規定により、議会の同意を求めるものであります。

議案第25号 紀の川市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定については、平成23年9月30日勧告の人事院勧告の内容等を総合的に勘案し、関係条例の一部を改正するものであります。

議案第26号 紀の川市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正については、監察監の報酬を定めるとともに、スポーツ基本法が施行されたことに伴い、所要の改正を行うものであります。

議案第27号 紀の川市税条例の一部改正については、経済社会の構造の変化に対応した税制の構築を図るための地方税法及び地方法人特別税等に関する暫定措置法の一部を改正する法律等の施行に伴い、条例の一部を改正するものであります。

議案第28号 紀の川市消防団条例の一部改正については、紀の川市の消防団組織を統合し、紀の川市消防団とするとともに、消防団員の安定的な確保を図るため、消防団員の資格要件を緩和するほか、所要の改正を行うものであります。

議案第29号 紀の川市消防委員会条例の一部改正については、紀の川市の消防団組織

の統合に伴い、紀の川市消防委員会委員の定数を改定するものであります。

議案第30号 紀の川市印鑑条例の一部改正については、住民基本台帳法の一部を改正する法律が平成24年7月9日から施行されることに伴い、条例の一部を改正するものであります。

議案第31号 紀の川市ひとり親家庭医療費の支給に関する条例の一部改正については、障害者制度改革推進本部等における検討を踏まえ、障害保健福祉施策を見直すまでの間において、障害者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律が公布され、児童福祉法の一部改正が平成24年4月1日に施行されることに伴い、条項整理の必要が生じたものであります。

議案第32号 紀の川市国民健康保険税条例の一部改正については、国民健康保険税の減免の申請期限の見直しに伴い、所要の改正を行うものであります。

議案第33号 紀の川市介護保険条例の一部改正については、第5期紀の川市介護保険事業計画に基づき、平成24年度から平成26年度までの保険料率の改正等に伴い、条例の一部を改正するものであります。

議案第34号 紀の川市営住宅条例の一部改正については、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るため、関係法律の整備にかかる法律が公布され、公営住宅法の一部が平成24年4月1日に施行されることに伴い、条例の一部を改正するものであります。

議案第35号 紀の川市下水道排水設備指定工事店条例の一部改正については、住民基本台帳法の一部を改正する法律が平成24年7月9日から施行されることに伴い、条例の一部を改正するものであります。

議案第36号 紀の川市水道事業の設置等に関する条例及び紀の川市河北河南水道事業給水条例の一部を改正する条例の制定については、紀の川市河北水道事業給水区域を拡張し、西川原地区を給水区域に包含するものであります。

議案第37号 紀の川市簡易水道事業設置条例の一部改正については、西川原簡易水道事業を廃止し、紀の川市河北水道事業へ統合すること等に伴い、所要の改正を行うものであります。

議案第38号 紀の川市簡易水道事業給水条例の一部改正については、黒川簡易水道事業の給水区域を拡張し、下鞆淵地区の一部を給水区域に包含するものであります。

議案第39号 紀の川市コミュニティ施設条例の一部改正については、中貴志コミュニティ公園施設を平成24年3月31日に廃止するものであります。

議案第40号 紀の川市公民館条例の一部改正については、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るため、関係法律の整備に関する法律が公布され、社会教育法の一部改正が平成24年4月1日に施行されることに伴い、条例の一部を改正するものであります。

議案第41号 平成23年度紀の川市一般会計補正予算（第5号）についてから、議案

第54号 平成23年度紀の川市工業用水道事業会計補正予算（第1号）についてまでの14議案については、事業執行における過不足額の調整による補正であります。

議案第55号 平成24年度紀の川市一般会計予算についてから、議案第78号 平成24年度紀の川市工業用水道事業会計予算についてまでの24議案については、平成24年度の各会計当初予算であり、先ほど概要の一部を説明させていただきましたが、資料として「平成24年度当初予算の概要」を添付いたしておりますので、詳細説明は省略させていただきますことを御了承いただきたいと思います。

議案第79号 土地の処分については、紀の海広域施設組合ごみ処理施設用地として売却するため、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第3条の規定により、議会の議決を求めるものであります。

議案第80号 辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更については、平成22年第1回紀の川市議会定例会で議決を得ました紀の川市西川原辺地総合整備計画について、事業費の増額により辺地対策事業債の予定額を変更するため、辺地に係る公共的施設の総合整備のため、財政上の特別措置等に関する法律第3条第9項において準用する同条第1項の規定により、議会の議決を求めるものであります。

議案第81号 辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定については、紀の川市における総合的かつ計画的な行政の運営を図るため、平成28年度を目標年度とする辺地に係る公共的施設の総合整備計画を策定するにあたって、県知事と協議し、総務大臣に提出するため、辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律第3条第1項の規定により、議会の議決を求めるものであります。

以上、議案の概要説明を申し上げましたが、引き続き担当部長から詳細説明をさせますので、御審議の上、御同意、御可決賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（西川泰弘君） 続いて、補足説明を求めます。

市民部長 北林佳高君。

○市民部長（北林佳高君）（登壇） おはようございます。

説明に入ります前に、去る2月18日に実施いたしました「世界一美しいまち 紀の川市」の清掃作業に、議員の皆様におかれましては大変お忙しい中、また寒い中、御協力いただきまして、ありがとうございました。

それでは、説明に入ります。

それでは、私のほうから諮問第1号から諮問第4号の人権擁護委員候補者の推薦について、御説明させていただきます。

議案書1ページからでございます。

今回、人権擁護委員4名が来る平成24年6月30日をもって任期満了となりますので、佐古勝彦氏、西川宏平氏、谷口 昭氏、三國和美氏を人権擁護委員候補者として、再任の推薦をいたしたく、諮問するものでございます。

人権擁護委員法におきまして、市町村長はその市町村議会の意見を聞いて、人権擁護委

員の候補者を推薦しなければならないと規定されてございます。これにより、議会の意見を求めるものでございます。

それでは、諮問第1号につきましては、住所 紀の川市北涌414番地9、氏名 佐古^{きこ}勝彦^{かつひこ}、生年月日 昭和17年3月26日生、69歳でございます。

おめくりいただきまして、諮問第2号でございます。住所 紀の川市桃山町神田189番地、西川^{にしかわこうへい}宏平、生年月日 昭和22年2月19日生、65歳でございます。

続きまして、諮問第3号、住所 紀の川市貴志川町西山1番地18、氏名 谷口^{たにくち}昭^{あきら}、生年月日 昭和18年9月17日生、68歳でございます。

おめくりいただきまして、諮問第4号でございます。住所 紀の川市貴志川町前田631番地12、氏名 三國^{みくにかずみ}和美、生年月日 昭和31年12月24日生、55歳でございます。

なお、任期につきましては、法務大臣が委嘱した日から3年となっております。

以上、諮問4件についてよろしく願いいたします。

4名の略歴等につきましては、議案書119ページから122ページに資料として添付してございますので、ごらんおきいただきたいと思います。

以上で、諮問第1号から諮問第4号の説明を終わります。

○議長（西川泰弘君） 農林商工部長 林 信良君。

○農林商工部長（林 信良君）（登壇） おはようございます。

それでは、私のほうから、議案第1号から議案第24号までの5財産区それぞれの管理委員の選任にきまして、一括して御説明申し上げます。

議案書の5ページからお願いいたします。

議案第1号 田中財産区管理委員の選任について、本議案につきましては、田中財産区管理員に欠員が生じたことに伴い、住所 紀の川市高野464番地、氏名 瀧本^{たきもとかずお}和夫、昭和22年6月22日生、を田中財産区管理員に選任いたしたいので、田中財産区管理会条例第3条の規定により、議会の同意を求めるものでございます。

なお、任期につきましては、前任者の残任期間として平成26年10月3日までとなっております。

瀧本氏の主な職歴につきましては、資料として議案書の123ページに記載してございますので、ごらんおきくださいますよう、よろしく願い申し上げます。

続きまして、議案第2号から議案第7号までの長田竜門財産区の管理委員の選任についての6議案につきまして、御説明申し上げます。

本6議案につきましては、いずれも提案理由が同じでございます。

長田竜門財産区が平成24年3月31日任期満了になることに伴い、議案書にございませとおり、それぞれの方々を長田竜門財産区管理委員に選任いたしたいので、長田竜門財産区管理会条例第3条第1項の規定により、議会の同意を求めるものでございます。

議案書の6ページをお願いいたします。

議案第2号 長田竜門財産区管理委員の選任につきましては、住所 紀の川市長田中285番地、氏名 増田好信^{ますだよしのぶ}、昭和23年6月26日生。

次に、議案書7ページの議案第3号につきましては、住所 紀の川市北長田253番地7、氏名 神藤久嗣^{じんとうひさつぐ}、昭和21年11月5日生。

次に、議案書8ページの議案第4号につきましては、住所 紀の川市深田42番地、氏名 岡田敏孝^{おかだとしたか}、昭和24年2月18日生。

次に、議案書9ページの議案第5号につきましては、住所 紀の川市嶋15番地、氏名 藤原正弘^{ふじはらまさひろ}、昭和16年12月14日生。

次に、議案書10ページの議案第6号につきましては、住所 紀の川市風市141番地、氏名 長田清^{ながた きよし}、昭和13年11月4日生。

次に、議案書11ページの議案第7号につきましては、住所 紀の川市別所131番地、氏名 林廣彦^{はやし ひろひこ}、昭和34年2月26日生。

以上、6議案につきまして議会の同意を求めるものでございます。

なお、任期につきましては、平成24年4月1日から平成28年3月31日までの4年間となっております。

また、6名の方々の主な職歴につきましては、資料といたしまして議案書の124、125ページに記載いたしてございますので、ごらんおきくださいますよう、お願い申し上げます。

引き続き、議案第8号から議案第14号までの竜門財産区管理委員の選任についての7議案につきまして、御説明申し上げます。

本7議案につきましては、いずれも提案理由が同じでございます。

竜門財産区が平成24年3月31日任期満了になることに伴い、議案書にございましてとおり、それぞれの方々を竜門財産区管理委員に選任いたしたいので、竜門財産区管理会条例第3条第1項の規定により、議会の同意を求めるものでございます。

議案書の12ページをお願いいたします。

議案第8号 竜門財産区管理委員の選任につきましては、住所 紀の川市荒見467番地1、氏名 三崎勲^{みさき いさお}、昭和18年4月17日生。

議案書13ページの議案第9号につきましては、住所 紀の川市荒見157番地、氏名 植田雅宣^{うねだまさのぶ}、昭和18年1月6日生。

次に、議案書14ページの議案第10号につきましては、住所 紀の川市勝神93番地、氏名 眞國信友^{まくにのぶとも}、昭和12年8月15日生。

次に、議案書15ページの議案第11号につきましては、住所 紀の川市勝神345番地、氏名 田和良己^{たわよしみ}、昭和16年12月14日生。

次に、議案書16ページの議案第12号につきましては、住所 紀の川市遠方217番地2、氏名 宇野嘉一^{うのよしかず}、昭和19年2月15日生。

次に、議案書17ページの議案第13号につきましては、住所 紀の川市杉原686番

地、氏名 ゆあさまさのり 湯浅真徳、昭和21年8月14日生。

次に、議案書18ページの議案第14号につきましては、住所 紀の川市上田井938番地、氏名 たかはしたくじ 高橋卓士、昭和22年2月18日生。

以上、7議案につきまして議会の同意をお願いするものでございます。

なお、任期につきましては、平成24年4月1日から平成28年3月31日までの4年間となっております。

7名の方々の主な職歴につきましては、議案書の126ページから127ページに記載いたしてございます。

次に、議案第15号から議案第21号までの南北志野財産区管理委員の選任についての7議案につきまして、御説明申し上げます。

本7議案につきましては、いずれも提案理由が同じでございます。

南北志野財産区管理員が平成24年3月31日任期満了になることに伴い、それぞれの方々を南北志野財産区管理委員に選任いたしたいので、南北志野財産区管理会条例第3条第1項の規定により、議会の同意を求めるものでございます。

議案書の19ページをお願いいたします。

議案第15号 南北志野財産区管理委員の選任につきましては、住所 紀の川市北志野111番地、氏名 いながまさひと 稲垣正仁、昭和22年10月17日生。

議案書20ページの議案第16号につきましては、住所 紀の川市北志野392番地内1号、氏名 じんぼよしひろ 神保美宏、昭和22年12月16日生。

次に、議案書21ページの議案第17号につきましては、住所 紀の川市北志野303番地2、氏名 きむらまさじ 木村正二、昭和25年4月4日生。

次に、議案書22ページの議案第18号につきましては、住所 紀の川市北志野482番地、氏名 きむらただひろ 木村忠博、昭和33年4月22日生。

次に、議案書23ページの議案第19号につきましては、住所 紀の川市南志野174番地3、氏名 こばやしあきひろ 小林暁弘、昭和14年6月16日生。

次に、議案書24ページの議案第20号につきましては、住所 紀の川市南志野360番地、氏名 たかへい きざし 高幣 兆、昭和14年9月26日生。

次に、議案書25ページの議案第21号につきましては、住所 紀の川市南志野402番地2、氏名 きむらただお 木村忠雄、昭和22年7月3日生。

以上、7議案につきまして議会の同意をお願いするものでございます。

なお、任期につきましては、平成24年4月1日から平成28年3月31日までの4年間となっております。

7名の方々の主な職歴につきましては、議案書の128ページ、129ページに記載いたしてございますので、ごらんおきいただきますようよろしくお願い申し上げます。

引き続きまして、議案第22号から議案第24号までの3議案につきまして、御説明申し上げます。

本3議案につきましても、提案理由が同じでございます。

静川財産区管理員の3名の方が平成24年3月31日をもって任期満了になることに伴い、議案書にございますとおり、それぞれの方々を静川財産区管理委員に選任いたしたいので、静川財産区管理会条例第3条の規定により、議会の同意を求めるものでございます。議案書の26ページをお願いいたします。

議案第22号 静川財産区管理委員の選任につきましては、住所 紀の川市名手上91番地2、氏名 いわもと いわお 岩本岩男、昭和19年7月25日生。

次に、議案書27ページの議案第23号につきましては、住所 紀の川市平野781番地、氏名 さいとう なちひさ 齊藤通久、昭和25年3月9日生。

次に、議案書28ページの議案第24号につきましては、住所 紀の川市名手下107番地、氏名 なかもと たつお 中本辰雄、昭和15年2月7日生。

以上、3議案につきまして議会の同意を求めるものでございます。

なお、任期につきましては、平成24年4月1日から平成28年3月31日までの4年間となっております。

また、3名の方々の主な職歴につきましては、資料といたしまして議案書の130ページに記載してございますので、ごらんおきいただきますようよろしくお願い申し上げます。

以上、議案第1号から議案第24号まで、一括して御説明をさせていただきました。御審議の上、御同意賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（西川泰弘君） 総務部長 竹中俊和君。

○総務部長（竹中俊和君）（登壇） おはようございます。

総務部から、議案第25号から議案第29号までの提案理由の御説明をさせていただきます。

29ページをお願いいたします。

議案第25号については、紀の川市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものとする。

提案理由につきましては、平成23年9月30日勧告の人事院勧告の内容等を総合的に勘案し、関係条例の一部を改正するためでございます。

次のページをお願いいたします。

第1条は、人事院勧告に基づき、別表第1及び別表第2の給料表を改正いたします。

別表第1は一般職、保健師、保育士の給料表、33ページの別表第2は技能職の給料表でございます。

なお、対象職員一人当たりの下落額は平均1,496円、率にして0.23%の下落率でございます。

37ページの第2条は、今回の人事院勧告に伴う給与月額引き下げにより、現在保障されている職員の給料月額についても同様に引き下げるものでございます。実施日は、平成24年4月1日からでございます。

なお、131ページに新旧対照表を添付しております。

続きまして、38ページをお願いいたします。

議案第26号についてでございます。

紀の川市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を別紙のとおり改正するものとする。

提案理由につきましては、監察監の報酬を定めるとともに、スポーツ基本法が施行されたことに伴い、所要の改正を行っております。

次の条例本文をお願いいたします。

別表中、平成24年度から新たに監察監を設置することから、その報酬を月額36万円に定めるとともに、体育指導員の名称をスポーツ推進員に変更するものでございます。監察監につきましては、本市の各機関及び職員が法令遵守を推進するための行動規範を確立して、市政に対する信頼を確保することを目的に設置するものでございます。

144ページに参考資料として、新旧対照表を添付させていただいております。

続きまして、議案第27号をお願いいたします。

紀の川市税条例の一部改正についてでございます。紀の川市税条例の一部を別紙のとおり改正するものとする。

提案理由でございます。経済社会の構造の変化に対応した税制の構築を図るために、地方税法及び地方法人特別税等に関する暫定措置法の一部を改正する法律等の施行等に伴いまして、条例の一部を改正するものでございます。

次のページの本文をお願いいたします。

本文2行目の第95条の改正につきましては、法人実効税率5%引き下げに伴い、法人市民税の減少分を県たばこ税の一部で補うもので、平成25年4月1日からの旧3級品以外の市たばこ税の税率を1,000本当たり4,618円から5,262円に、644円増額するものであります。

附則第9条を削除することにつきましては、平成25年1月1日以降の支払い分の退職金から個人市民税における退職所得の10%控除制度を廃止するものであります。

附則第16条の2の改正につきましては、旧3級品の市たばこ税の税率を1,000本当たり2,190円から2,495円に、305円増額するものでございます。

附則第22条の改正については、東日本大震災にかかる雑損控除の特例に災害関連支出を追加するとともに条の整備を行い、公布の日から施行するものであります。

16行目の附則に第25条、個人の市民税の税率の特例等として1条を加えておりますのは、東日本大震災の復興財源として、紀の川市としては緊急防災減債事業の財源として平成26年度から平成35年度の10年間、個人市民税の均等割額に500円を加算するものであります。

附則につきましては、施行期日等、経過措置を規定しております。

147ページに新旧対照表を添付しております。

続きまして、議案第28号をお願いいたします。

紀の川市消防団条例の一部改正についてでございます。

紀の川市消防団条例の一部を別紙のとおり改正するものとする。

提案理由につきましては、紀の川市の消防団組織を統合し、紀の川市消防団とするともに、消防団員の安定的な確保を図るため、消防団員の資格要件を緩和するほか、所要の改正を行ってございます。

44ページをお願いいたします。

第1条は、消防組織法の改正による引用条項の変更でございます。

第2条につきましては、統合したことによりまして消防団の名称を紀の川市消防団と定めまして、管轄区域を条文で明記しております。

第3条では、団員の資格として、市内に居住するもののほかに市内に勤務するものを加え、昼間の火災発生時の団員確保が図られるようにしております。

また、同条第2項で、団員の経験が5年以上あるもの、またはこれに準ずる経験を有すると認めるものを市長の承認を得た上で、機能別消防団員として任命することができる旨の規定を加え、消防団員の資格要件を緩和しております。

第4条では、新たに消防団員の定数を1,407名と規定し、第6条では、従来は市外に転出したときは消防団員の資格を失いましたが、任命権者が認めた場合はこの限りでないという条文を加え、転出していても生活の拠点が紀の川市にある場合は団員として任命することができる旨、規定しております。

第12条では、団員の役職ごとの報酬を別表第1に定め、第13条は現行の別表第2を削除したことによる繰り上りでございます。

施行は、平成24年4月1日からでございます。

参考資料として、150ページに新旧対照表を添付しております。

続きまして、議案第29号 紀の川市消防委員会条例の一部改正についてであります。

紀の川市の消防団組織の統合に伴いまして、紀の川市消防委員会委員の定数を改定するものでございます。

改正本文をお願いいたします。

従来、消防委員の中で消防関係者を5人と定めておりましたが、今回の消防団組織の統合に伴いまして、消防関係者は消防団長と副団長の2名に改め、総数も16人から13人に改めるものでございます。

附則として、施行期日と経過措置を規定してございます。

154ページに新旧対照表を添付しておりますので、御高覧いただきたいと思っております。

以上で補足説明を終わらせていただきます。よろしくをお願いいたします。

○議長（西川泰弘君） ここでしばらく休憩いたします。

再開は、午前10時50分といたします。

（休憩 午前10時39分）

（再開 午前10時51分）

○議長（西川泰弘君） 再開いたします。

休憩前に引き続き、提案説明を続けます。

市民部長 北林佳高君。

○市民部長（北林佳高君）（登壇） それでは、私のほうから議案第30号から議案第32号までの3議案について御説明申し上げます。

まず、議案第30号 紀の川市印鑑条例の一部改正について、御説明申し上げます。

48ページをお願いいたします。

紀の川市印鑑条例の一部を別紙のとおり改正するものとする。

提案理由といたしまして、住民基本台帳法の一部を改正する法律が平成24年7月9日から施行されることに伴い、条例の一部を改正するものでございます。

今回の改正につきましては、出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき、日本の国籍を離脱したもの等の出入国管理に関する特例法の一部を改正する法律、並びに住民基本台帳法の一部を改正する法律が平成24年7月9日から施行され、同日をもって外国人登録法が廃止されることに伴い、これまでの外国人登録法により管理されていた外国人が住民基本台帳法の適用対象になり、紀の川市印鑑条例中の外国人登録法に関する記述を住民基本台帳法に関する記述に改正するものであります。

49ページをお願いいたします。

紀の川市印鑑条例の一部を改正する条例でございます。

第2条第1項の改正につきましては、同条は登録資格を定めており、印鑑の登録を受けることができる者を住民基本台帳に登録されている者と規定するものでございます。

次の第5条の改正につきましては、登録印鑑についての規制規定で、第1号について、外国人登録制度の廃止に伴う外国人登録原票の廃止と、住民基本台帳法改正後の住民票の記載事項にあわせるもので、第2項として非漢字圏の外国人の片仮名表記の取り扱いについての規定を追加するものでございます。

第12条につきましては、印鑑登録の抹消についての規定でございます。

外国人登録原票の廃止にあわせて、条文を整理するものでございます。

附則第1項は、施行期日を定めるもので、この条例は平成24年7月9日から施行するものでございます。

附則第2項として、経過措置として住民基本台帳法の一部を改正する法律の施行日の前日において、印鑑登録を受けている外国人について、第1号は登録を受けることができない者にかかる登録については、職権で抹消する旨の規定でございます。

おめくりいただきまして、50ページをお願いします。

第2項につきましては、施行日においてなお印鑑の登録を認めることができる者にかかる氏名等の登録事項について、住民票への移行に伴う変更が生じた場合は施行日において

職権で当該事項の登録原票を修正できる旨の規定でございます。

続きまして、51ページをお願いします。

議案第31号 紀の川市ひとり親家庭医療費の支給に関する条例の一部改正について、御説明申し上げます。

紀の川市ひとり親家庭医療費の支給に関する条例の一部を別紙のとおり改正するものでございます。

提案理由といたしまして、障害者制度改革推進本部等における検討を踏まえて、障害福祉保健福祉施策を見直すまでの間において、障害者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律が公布され、児童福祉法の一部改正が平成24年4月1日に施行されることに伴い、条項整理の必要が生じたためでございます。

52ページをお願いいたします。

紀の川市ひとり親家庭医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例でございます。

第2条第3項の改正につきましては、法律の改正に伴いまして条番号が繰り下げられたことに伴い、条項を整理するものでございます。

附則といたしまして、この条例は平成24年4月1日から施行するものでございます。

53ページをお願いいたします。

議案第32号 紀の川市国民健康保険税条例の一部改正について、紀の川市国民健康保険税条例の一部を別紙のとおり改正するものとする。

提案理由といたしまして、国民健康保険税の減免の申請期限の見直しに伴い、所要の改正を行うためでございます。

54ページをお願いいたします。

紀の川市国民健康保険税条例の一部を改正する条例でございます。

第24条の3、第2項で規定する減免申請の提出期限について、「前7日を削り」とあるのは普通徴収の方法にかかる方の期限を納期限までに次の前々月の1日を末日に改めるとあるのは、特別徴収の方法にかかる方の期限について、特別徴収対象年金給付の支払いにかかる月の末日までに改めるものでございます。

また、同項のただし書きとして、「市長がやむを得ない理由があると認めた場合は、この限りでない」という旨の規定をつけ加えるものでございます。

附則といたしまして、平成24年4月1日から施行するものでございます。

以上、議案第30号から議案第32号の3議案についての御説明でございます。

なお、155ページから158ページに資料として新旧対照表を添付してございますので、御高覧いただきたいと思います。

御審議の上、御可決賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（西川泰弘君） 保健福祉部長 藤戸敏成君。

○保健福祉部長（藤戸敏成君）（登壇） それでは、私のほうから議案第33号 紀の川市介護保険条例の一部改正について、御説明申し上げます。

55ページをお開き願いたいと思います。

紀の川市介護保険条例の一部を別紙のとおり改正するものでございます。

提案理由といたしましては、第5期紀の川市介護保険計画に基づき、平成24年から平成26年までの保険料の改定等に伴い、条例の一部を改正するものでございます。

おめくりください。

次のページは、条例の一部を改正する条例でございます。

改正内容につきましては、第6条第1項につきまして、平成24年度から平成26年度の第5期介護保険事業計画に基づき、3カ年の介護給付総額の推移から所得段階に応じた保険料率を改定し、ごらんのとおり改正するものであります。

標準となる基準第4段階の金額は、前期年額にして5万6,300円でしたが、国の負担割合の変更により6万円となりました。しかしながら、所得段階については前期の段階層と同じく、介護保険施行令附則第15条の規定により、第4段階の特例を設けて1階層ふやし、11段階の段階設定を行いました。低所得層であります第2階層、特例第4階層につきましては、わずかではあります但し保険料率を下げ、保険料の上昇を抑制するよう設定したところであります。

13条第2項の改正は、介護保険料の減免の申請期限の見直しにより、所要の改正をお願いするものでございます。

御審議の上、御可決いただきますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（西川泰弘君） 建設部長 阪口政弘君。

○建設部長（阪口政弘君）（登壇） おはようございます。

それでは、私のほうから議案第34号、議案第35号について御説明申し上げます。

議案書の57ページをごらん願います。

議案第34号 紀の川市営住宅条例の一部改正について

紀の川市営住宅条例の一部を別紙のとおり改正するものとする。

提案理由といたしまして、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律が公布され、公営住宅法の一部が平成24年4月1日に施行されることに伴い、条例の一部を改正するものでございます。

次のページをお願いします。

地域自主性第1次一括法の施行によりまして、公営住宅法の一部改正に伴い、公営住宅法の施行令第6条第1項の条文が削除され、入居者資格のうち同居親族要件が平成24年4月1日廃止となり、条例第5条の入居者の資格における同居親族要件を規則で規定するため、及び所要の改正を行うものでございます。

附則といたしまして、この条例は平成24年4月1日から施行するもので、施行の際、現に入居している者については、改正後の条例の相当規定により、入居を認められたものとみなします。

なお、161ページに資料として新旧対照表を添付してございますので、ごらんおきい

ただきたいと思います。

続きまして、議案第35号について御説明申し上げます。

議案書59ページをごらん願います。

議案第35号 紀の川市下水道排水設備指定工事店条例の一部改正について、紀の川市下水道排水設備指定工事店条例の一部を別紙のとおり改正するものとする。

提案理由といたしまして、第171回国会において出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき、日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の一部を改正する等の法律、及び住民基本台帳法の一部を改正する法律が成立され、平成21年7月15日に公布されたことにより、外国人登録制度は廃止され、外国人住民についても日本人と同様に住民基本台帳法の適用対象となりましたので、条例の一部を改正するものでございます。

次のページをお願いいたします。

外国人住民につきましても、住民基本台帳の適用となりましたので、第3条第1号中の「または外国人登録原票記載事項証明書」及び第10条第1項第1号中「または外国人登録原票記載事項証明書及び写真」を削るものでございます。

附則といたしまして、平成24年7月9日から施行するものでございます。

なお、162ページに資料といたしまして、新旧対照表を添付してございますので、ごらんおきいただきたいと思います。

以上、御審議よろしくお願い申し上げます。

○議長（西川泰弘君） 水道部長 今井辰巳君。

○水道部長（今井辰巳君）（登壇） おはようございます。それでは、私のほうから、議案第36号から議案第38号までの3議案について御説明申し上げます。

議案書61ページをお開きください。

議案第36号 紀の川市水道事業の設置等に関する条例及び紀の川市河北河南水道事業給水条例の一部を改正する条例の制定について、御説明いたします。

提案理由といたしまして、紀の川市河北水道事業の給水区域を拡張し、西川原地区に給水を行うため、所要の改正を行うものでございます。

次の62ページをお願いいたします。

第1条では紀の川市水道事業の設置等に関する条例の一部改正、第2条では紀の川市河北河南水道事業給水条例の一部改正で、いずれも西川原を追加するものでございます。

附則といたしまして、この条例は平成24年4月1日から施行するものでございます。

なお、議案書163ページ、164ページに新旧対照表を添付しておりますので、ごらんおきいただきますようお願い申し上げます。

続きまして、63ページをお開きください。

議案第37号 紀の川市簡易水道事業設置条例の一部改正について、御説明いたします。

提案理由といたしまして、西川原簡易水道事業を廃止し、紀の川市河北水道事業に統合

すること等に伴い、所要の改正を行うものでございます。

次の64ページをお開きください。

第1条の本文、及び第2条の表より、西川原簡易水道事業を削除するとともに、第2条の表、黒川簡易水道事業について給水人口並びに1日最大給水量を認可数値との整合を図るため、所要の改正を行うものでございます。

附則といたしまして、この条例は平成24年4月1日から施行する。ただし、第2条の改正規定のうち、西川原簡易水道事業の項を削る部分を除き、公布の日から施行するものでございます。

議案書165ページに新旧対照表を添付してございますので、ごらんおきいただきますようお願いいたします。

続きまして、65ページをお開きください。

議案第38号 紀の川市簡易水道事業給水条例の一部改正について、御説明いたします。提案理由といたしまして、黒川簡易水道事業の給水区域を拡張し、下鞆渚の一部に給水を行うため、所要の改正を行うものでございます。

次の66ページをお願いいたします。

紀の川市簡易水道事業給水条例の第2条の表に、下鞆渚の一部を加えるものでございます。

附則といたしまして、この条例は公布の日から施行するものでございます。

なお、議案書166ページに新旧対照表を添付しておりますので、ごらんおきいただきますようお願いをいたします。

以上でございます。御審議の上、御可決賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（西川泰弘君） 教育部長 尾崎茂晴君。

○教育部長（尾崎茂晴君）（登壇） それでは、私のほうから議案第39号、議案第40号について、提案説明をさせていただきます。

67ページをお開きいただきたいと思っております。

議案第39号 紀の川市コミュニティ施設条例の一部改正について

紀の川市コミュニティ施設条例の一部を別紙のとおり改正するものでございます。

提案理由につきましては、中貴志コミュニティ公園施設を平成24年3月31日に廃止するためでございます。

68ページを御高覧下さい。

紀の川市コミュニティ施設条例第2条の表中、紀の川市コミュニティ施設公園施設の項を削除し、附則といたしまして、この条例を4月1日から施行するものでございます。

続きまして、議案第40号でございます。

69ページをお開きをいただきます。

紀の川市公民館条例の一部改正について

紀の川市公民館条例の一部を別紙のとおり改正するものでございます。

提案理由といたしましては、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律が公布されました。社会教育法の一部が平成24年4月1日に施行されることに伴いまして、条例の一部を改正するためでございます。

70ページをお開きいただきます。

紀の川市公民館条例の第17条中、第2項を追加いたします。4月1日から施行するものでございます。上位法であります社会教育法の中で、この項目が削除されるため、市条例の改正を行い、4月1日から施行するものでございます。

67ページ、68ページは関係資料を添付してございます。後ほど御高覧をいただきまして、御可決賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（西川泰弘君） 総務部長 竹中俊和君。

○総務部長（竹中俊和君）（登壇） それでは、71ページ、お願いいたします。

議案第41号 平成23年度紀の川市一般会計補正予算（第5号）について、地方自治法第218条第1項の規定により、議決を求めるものでございます。

別冊の一般会計補正予算（第5号）の1ページをお開き願います。

今回の補正額が6億699万6,000円の減額でございます。補正後の総額は、歳入歳出318億1,642万6,000円となります。

第2条は繰越明許費、第3条は地方債補正にかかる規定でございます。

次の2ページ、3ページは歳入の款項別の補正額でございます。

次の4ページから5ページについては、同じく歳出の款項別の補正額でございます。

次、7ページをごらんください。

6ページから7ページにかけましては、繰越明許費の内容です。12の事業合わせまして9億1,071万1,000円になります。

続きまして、8ページをお願いいたします。

8ページは、地方債についてです。今回の補正によりまして、各事業の地方債の限度額を変更しております。

続きまして、12ページをお願いいたします。

歳入の補正のうち、主なものについて御説明申し上げます。

12款分担金及び負担金、1項分担金、2目農林業費分担金、1節農業費分担金の中で、一番下の農業体質強化基盤促進事業分担金1,100万円の増額、これはため池、農道整備などの地元分担金を計上しております。

次の3目の災害復旧費分担金は7,514万3,000円の減額です。これは、農林施設災害復旧費が激甚災害の対象となり、補助金が増額したため、その地元分担金を減額してございます。

14款国庫支出金の1項国庫負担金、1目民生費国庫負担金、2節児童福祉負担金、1億6,360万7,000円の減額です。子ども手当負担金の減額で、制度改正により支給月額が下がったためでございます。

2目教育費国庫負担金4,020万8,000円、長田小学校体育館改築事業にかかる国庫負担金の増額です。

13ページをお願いいたします。

2項国庫補助金、4目教育費国庫補助金、1節小学校費補助金ですが、安全安心な学校づくり交付金の名称が学校施設環境改善交付金に変更されましたので、旧の交付金を減額して、新たな名称により増額としております。

次の2節の中学校費補助金につきましても、同様の補正でございます。

次の6目の農林業費国庫補助金のうち、農業体質強化基盤整備促進事業補助金は、新規に5,005万円の増額です。55%の補助率でございます。

続きまして、14ページをお願いいたします。

15款県支出金、2項県補助金、5目の農林業費県補助金、1節農業費補助金のうち、団体へため池等整備事業補助金4,050万円については、排水ポンプ車購入費の2分の1の補助率でございます。

2節の林業費補助金のうち、山村の暮らし支援整備事業補助金188万6,000円は、当初予算に計上していましたが細野溪流キャンプ場施設整備事業が、県の補助採択となりましたので、今回補正計上しております。補助率は3分の1となっております。

続いて、11目災害復旧費の県補助金1億1,972万7,000円の減額です。先ほど、農林施設災害復旧費が激甚災害の対象となり、補助金が増額したという説明をさせていただきましたが、今回の農業施設災害復旧事業及び農地災害復旧事業につきましては、施越事業として補助金が翌年度交付となるため、補正では減額をしております。

続いて16ページをお願いいたします。

18款繰入金、2項基金繰入金、1目基金繰入金、今回の補正時で確定した繰入金でございます。財政調整基金は4,700万8,000円の減額となっております。

次のページをお願いします。

20款諸収入、5項雑入、1目雑入の中の紀の海広域施設組合周辺対策事業負担金1,000万円については、6月補正に計上した測量設計費にかかる経費を組合から負担金として受け入れるため、補正をさせていただいております。

次の21款市債については、各種事業費の確定等に伴いまして、調整をした上で減額をしております。

歳入については、以上でございます。

続きまして、歳出の主な事業について説明をさせていただきます。今回の補正については、事業費が確定したものについては減額をさせていただいております。

19ページをお願いいたします。

2款総務費、1項総務管理費、9目交通政策費でございますが、地域巡回バス運行補助金については、路線の変更により704万円の増額、また粉河熊取線バス運行補助金は運行収入が当初見込みを下回ったため、218万円の増額をしております。

13目の電算管理費、13節6、118万5,000円の減額については、本年度導入した基幹系電算システム経費の入札差金による減額です。

続いて20ページをお願いします。

18目の庁舎建設費、13節325万7,000円の減額、新庁舎備品調査委託料確定による減額です。

工事請負費947万8,000円の減額は、大井寺池駐車場整備工事費の確定による減額です。

23ページをお願いいたします。

3款民生費、1項社会福祉費、5目老人福祉費、13節緊急通報体制整備委託料72万円については、設置件数の増加による増額です。

それから、20節25万6,000円については、施設入所者の増加による増額となっております。

11目人権推進費の中で、23節347万4,000円の増額は、平成22年度りんぼ館運営事業補助金の県支出金の返還金でございます。

次の24ページをお願いいたします。

13目介護保険費、28節の繰出金428万5,000円については、居宅介護サービス給付費が増加したため、一般会計からの繰出金を増額しております。

2項児童福祉費、1目児童福祉総務費、13節放課後児童健全育成事業委託料は、指導員の賃金などの確定などにより減額としてございます。

4目の子ども手当費、20節子ども手当費は1億8,227万2,000円の減額です。平成23年10月からの制度改正により、支給額が変更になりましたので、その分大幅な減額となっております。

7目児童福祉施設費、13節私立保育所運営委託料176万8,000円の増額。入所利用者数の増加によるものでございます。

続きまして27ページをお開きください。

4款衛生費、2項清掃費、2目塵芥処理費、7節賃金506万3,000円は、臨時職員の賃金増加分でございます。

11節需用費のうち、消耗品費210万円は、ダイオキシン対策の薬剤の増加分でございます。燃料費350万円については、A重油、軽油、ガソリン等燃料費の単価アップ、それから焼却時間がふえたことにより増額をさせていただいております。

次に29ページをお願いいたします。

6款農林業費、1項農業費、11目土地改良事業費1億7,287万8,000円の増額です。このうち、15節の工事請負費9,100万円は農業体質強化基盤整備促進事業として国庫補助を受け、市内9カ所のため池の保全、農道整備等を行う事業でございます。

18節の8,100万円は、県補助の採択を受けまして、台風・局地的豪雨による浸水被害の軽減に対応する排水ポンプ車2台を購入する経費でございます。いずれも全額翌年

度に繰り越しをして、事業を実施する予定でございます。

続いて、30ページをお願いいたします。

8款土木費、1項土木管理費、2目地籍調査費1,729万5,000円の減額となっております。県負担金が決定されましたので、全体の経費も合わせて縮小しております。

次のページをお願いします。

2項道路橋梁費、3目道路橋梁新設改良費、13節のうち工事委託料として1,961万6,000円を減額しています。これは、市道井田中ノ才線のJR西日本への委託事業が確定したことによる減額です。

15節の工事請負費については、この委託料の減額分をこちらに組みかえをして増額としております。

22節の水道補償費1,455万5,000円の減額は、事業の確定により水道事業会計の補償費を減額としております。

次のページをお願いいたします。

4項都市計画費、3目公共下水道費371万5,000円については、公共下水道事業特別会計の確定により増額となっております。

33ページをお願いします。

9款消防費、1項消防費、2目常備消防費、696万2,000円の増額です。早期退職者の総合事務組合への特別負担金の支出増に伴い、那賀消防組合負担金を増額いたします。

5目水防費、13節1,170万6,000円につきましては、台風12号などによる樋門及び排水機操作員の出勤が大幅にふえましたので、国の交付決定を待ちまして、今回増額をさせていただいております。

続いて、10款教育費、2項小学校費、1目学校管理費、23節償還金利子及び割引料で、国庫支出金返還金として3,674万3,000円の増額です。これは、平成20年度の名手小学校建設時に、上名手小学校統合補助金として、国庫支出金の交付を受けておりましたが、現在のところ、統合の時期が決まっておりませんので、今回返還を行うものでございます。

3目学校建設費2,122万7,000円は、長田小学校体育館改築工事費の確定による減額です。

次のページをお願いします。

3項中学校費、3目学校建設費1億487万4,000円、粉河中学校校舎等改築事業及び打田中学校校舎改築事業費の確定による減額です。

次のページをお願いします。

6項の保健体育費、3目体育施設管理費のうち、次のページになりますが工事請負費769万7,000円を減額しておりますのは、当初、打田体育館トイレバリアフリー化事業を計上しておりましたが、このたび総合体育館建設の方針が決定いたしましたので、不

執行として減額をするものでございます。

37ページをお願いします。

11款災害復旧費、1項農林施設災害復旧費、1目農地災害復旧費、15節587万8,000円の減額。

2目農業用施設災害復旧費、15節1,867万7,000円の減額は、災害査定及び事業費確定による減額でございます。

それから、2項の公共土木施設災害復旧費、1目公共土木施設災害復旧費、15節の256万2,000円も事業費の確定による減額です。

12款公債費では、元金7,377万7,000円、利子1,431万7,000円を減額しております。当初予算時に見込んでいた起債予定額が変更により、減額となったことによるものでございます。

以上が、補正の主な内容でございます。御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（西川泰弘君） 建設部長 阪口政弘君。

○建設部長（阪口政弘君）（登壇） それでは、議案第42号について、御説明申し上げます。

別冊補正予算書の平成23年度紀の川市住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算書（第2号）の1ページをお開きください。

第1条として、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ249万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ6,891万9,000円とするものでございます。

歳入歳出予算の補正の款項の区分及び金額は、1ページ、3ページの「第1表 歳入歳出予算補正」のとおりでございます。

補正内容につきましては、歳入では事項別明細書の6ページにございますように、1款1項県補助金で、12月議会で御承認いただきました住宅新築資金等貸付金の権利の放棄に伴う住宅費補助金の償還推進助成事業費補助金、公債費補助金の特定助成事業費補助金において、額の確定に伴う増額補正でございます。

次に、歳出では、7ページにございますように、1款1項住宅費では、人件費扶助費の減額及び繰出金において決算見込みに伴う増額でございます。

2款1項公債費では、繰上償還に伴う長期債、元金、利子の減額でございます。

以上、御審議よろしく願いいたします。

○議長（西川泰弘君） 市民部長 北林佳高君。

○市民部長（北林佳高君）（登壇） それでは、私のほうから議案第43号、議案第44号の2特別会計補正予算について、御説明申し上げます。

別冊の補正予算書をお開き願いたいと思います。

まず、1ページでございます。

第1条の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1億1,541万9,000円を減

額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ82億7,659万6,000円と定めるものでございます。

第2項につきましては、補正後の歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は「第1表 歳入歳出予算補正」によるところでございます。

2ページが歳入、3ページが歳出、4ページからは歳入歳出の補正予算の事項別明細書となっております。

今回の主な補正につきましては、高額医療費拠出金、それから保健財政共同安定化事業拠出金等の確定に伴う負担金の減額、及び出産育児一時金につきまして出産見込み数の増加が見込まれますので増額補正を、また歳入におきましては、財源不足として補てん措置として予定しておりました国民健康保険事業運営基金からの繰入を減額措置するものでございます。

続きまして、議案第44号 平成23年度紀の川市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）について、御説明申し上げます。

別冊の補正予算書の1ページをお開き願いたいと思います。

歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ919万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ13億1,391万6,000円とするものでございます。

歳入後の補正の款項の区分及び金額につきましては「第1表 歳入歳出予算補正」によるところでございます。

今回の補正につきましては、歳入では平成22年度療養給付費の精算による返還金の補正措置、保険基盤安定繰入金の所要の負担額の確定に伴う減額措置でございます。

それから、歳出につきましては、後期高齢者医療広域連合納付金の確定に伴う減、事務事業等の確定に伴う補正措置でございます。

以上で、議案第43号及び議案第44号の2議案について説明を終わります。御審議の上、御可決賜りますようよろしくお願い申し上げます。

以上です。

○議長（西川泰弘君） 保健福祉部長 藤戸敏成君。

○保健福祉部長（藤戸敏成君）（登壇） それでは、議案第45号 平成23年度紀の川市介護保険事業勘定特別会計補正予算（第2号）について、御説明申し上げます。

別冊の介護特会の補正予算書の2号の1ページをお開きください。

今回の補正予算につきましては、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3,503万8,000円を追加し、歳入歳出それぞれ55億28万5,000円とするものでございます。

また、補正の款項の区分また当該区分ごとの金額、補正後の歳入予算の金額は、2ページ以降の「第1表 歳入歳出予算補正」によるところでございます。

補正の主な内容につきましては、まず歳出におきまして、在宅介護サービスの介護支給者の増加等による増額補正、及び地域支援事業の事業精査を行いまして、これに伴う歳入

においては介護給付費地域支援事業費の事業見込みに伴う国庫県費支払基金の額が確定したこと、これらによる予算補正を行い、財源不足につきましては介護給付費準備基金の繰入により補っているところでございます。

以上、御審議の上、御可決賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（西川泰弘君） 建設部長 阪口政弘君。

○建設部長（阪口政弘君）（登壇） それでは、議案第46号から議案第48号までの3議案について、御説明申し上げます。

まず、議案第46号 平成23年度紀の川市公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）について、御説明申し上げます。

別冊の補正予算書の1ページをごらん願います。

第1条として、予算総額から歳入歳出それぞれ2億5,080万2,000円を減額し、歳入歳出それぞれ15億3,218万3,000円とするものでございます。

補正後の歳入歳出予算の金額は「第1表 歳入歳出予算補正」のとおりでございます。

第2条として、翌年度に繰り越して使用することのできる経費は、4ページの「第2表 繰越明許費」のとおりです。

第3条の地方債の変更は、5ページの「第3表 地方債補正」のとおりです。

補正内容につきましては、8ページからの事項別明細書にございますように、歳入につきましては、1款の分担金及び負担金におきましては、決算見込みにより、減額でございます。

3款の国庫支出金につきましても、交付決定額のとおり減額を、8款の諸収入では消費税及び地方消費税の還付額の確定による増額を計上してございます。

9款市債につきましては、事業費の確定による起業債借入額の減額補正でございます。

次に、10ページの歳出につきましては、1款1項1目一般管理費においては、加入者見込みの修正に伴い、排水設備工事補助金の減額補正を、2目の施設管理費では、処理場への流入水の増加に伴いまして、県への流域下水道維持管理負担金の増額を計上してございます。

また、2款1項1目公共下水道事業工事請負費につきましては、交付金の減額のため、下水道工事に支障となる水道管の移設費用の確定によりまして、水道補助費についても減額を行ってございます。

2目の流域下水道事業費では、水質検査費用の減額並びに紀の川市中流流域下水道建設負担金、並びに処理場周辺地域整備負担金において、事業費の確定によりまして、紀の川市の負担額が確定したことによる減額を計上してございます。

続きまして、議案第47号 平成23年度紀の川市特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）について、御説明申し上げます。

補正予算書の1ページをごらん願います。

第1条として、予算総額から歳入歳出それぞれ93万2,000円を減額し、歳入歳出

それぞれ4,756万7,000円とするものでございます。

補正後の歳入歳出予算の金額は「第1表 歳入歳出予算補正」のとおりでございます。

補正内容につきましては、6ページからの事項別明細書にございますように、歳入につきましては、1款分担金及び負担金では、県の接続管がございまして増額を、2款使用料及び手数料では、決算見込みにより減額を、3款財産収入におきましても、基金利子の確定による減額を、6款諸収入においては、消費税及び地方消費税の還付額の確定に基づき、決算見込みによる減額を計上させていただいております。

次に、7ページの歳出でございますが、1款総務費の11節事業費光熱水費では、決算見込みにより減額を、13節委託料につきましては、水質検査及び管理委託料の確定に伴う減額を、25節積立金におきましては、基金利息の確定に伴う減額を計上させていただいております。

次に、議案第48号 平成23年度紀の川市農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）について、御説明申し上げます。

補正予算書の1ページをごらん願いたいと思います。

第1条として、予算総額から歳入歳出それぞれ116万3,000円を減額し、歳入歳出それぞれ5,901万5,000円とするものでございます。

補正後の歳入歳出予算の金額は「第1表 歳入歳出予算補正」のとおりでございます。

補正内容につきましては、事項別明細書6ページにございますように、歳入におきましては、1款分担金及び負担金では1件の接続がございまして増額を、また2款使用料及び手数料におきましても、決算見込みにより増額を、5款基金繰入金では償還額の確定によりまして、減額の計上をさせていただいております。

次に、7ページの歳出でございますけれども、1款総務費において、光熱水費の決算見込みによる減額補正を計上してございます。

以上、3議案について御審議よろしくお願い申し上げます。

○議長（西川泰弘君） 水道部長 今井辰巳君。

○水道部長（今井辰巳君）（登壇） それでは、議案第49号 平成23年度紀の川市簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）について、御説明申し上げます。

別冊の簡易水道事業補正予算書、1ページをお開きください。

第1条として、予算総額から歳入歳出それぞれ830万円を減額し、歳入歳出それぞれ3億2,664万2,000円に補正をお願いするものでございます。

補正の内容につきましては、5ページの補正予算事項別明細書をお開きください。

歳入では、1款分担金及び負担金、2款の使用料及び手数料につきましては、実績に伴います所要の補正を、3款国庫支出金並びに7款の諸収入、8款市債につきましては、事業費の確定に伴う補正でございます。

また、歳出につきましては、事業費の確定により1款1項1目13節の委託料の減額が主なものとなっております。

以上でございます。御審議よろしくお願いいたします。

○議長（西川泰弘君） 農林商工部長 林 信良君。

○農林商工部長（林 信良君）（登壇） それでは、議案書80ページの議案第50号平成23年度紀の川市池田財産区特別会計補正予算（第2号）から、議案書82ページの議案第52号平成23年度紀の川市最上、神田、市場、元財産区特別会計補正予算（第2号）までの3議案につきまして、御説明申し上げます。

まず、議案第50号平成23年度紀の川市池田財産区特別会計補正予算（第2号）について、地方自治法第218条第1項の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

別冊補正予算書の1ページをお願いいたします。

今回の補正は、規定予算額から歳入歳出それぞれ1万4,000円を減額し、補正後の総額を歳入歳出それぞれ1,312万7,000円としてございます。

主な内容といたしましては、7ページの歳出事項別明細書に示しておりますとおり、1目の一般管理費において19節負担金補助及び交付金で、打田中学校校舎竣工を記念して学校備品購入に対する補助を行う旨、財産区管理会において決定されましたので、今回計上させていただきます。

また、2目の財産管理費では、事業費の確定に伴う予算調整を行ったものでございます。続きまして、議案書の81ページをお願いいたします。

議案第51号平成23年度紀の川市田中財産区特別会計補正予算（第2号）について、地方自治法第218条第1項の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

別冊補正予算書の1ページをお願いいたします。

今回の補正は、規定予算額に歳入歳出それぞれ86万3,000円を追加し、補正後の総額を歳入歳出それぞれ784万2,000円としてございます。

主な補正内容につきましては、先ほど池田財産区と同様、打田中学校備品購入に対する補助金を計上させていただきます。

次に、議案書の82ページをお願いいたします。

議案第52号平成23年度紀の川市最上、神田、市場、元財産区特別会計補正予算（第2号）について、地方自治法第218条第1項の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

別冊補正予算書の1ページをお願いいたします。

今回の補正は、規定予算額に歳入歳出それぞれ7,352万1,000円を追加し、補正後の総額を歳入歳出それぞれ7,402万円としてございます。

主な補正内容としましては、6ページの事項別明細書に示しておりますとおり、土地売却収入の計上でございます。これにつきましては、後ほど議案第79号で提案させていただきます。最上、神田、市場、元財産区の土地を紀の海広域施設組合ごみ処理施設用地として売却するための予算措置でございます。

なお、売却収入につきましては、歳出で財政調整基金積立金として予算措置をいたしてございます。

以上、3議案につきまして御審議賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（西川泰弘君） 水道部長 今井辰巳君。

○水道部長（今井辰巳君）（登壇） それでは、議案第53号及び議案第54号について、御説明申し上げます。

別冊の水道事業会計補正予算書、1ページをお開きください。

議案第53号 平成23年度紀の川市水道事業会計補正予算（第2号）について、御説明いたします。

第2条の収益的収入及び支出につきましては、紀の川市水道事業会計予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額から、それぞれ9,200万2,000円を減額し、収入を12億9,171万7,000円に、支出を12億8,990万7,000円とするものでございます。

補正の内容につきましては、2ページから補正予算実施計画のとおりでございますが、受託事業費の確定により、収益的収入では受託工事収益を、収益的支出では受託工事費について同額の減額補正をお願いするものでございます。

また、3条資本的支出につきましては、建設改良費における事業費の確定により6,598万円を減額し、資本的支出を6億2,759万5,000円とするものでございます。

資本的収入が資本的支出に対し、不足する額5億2,151万6,000円は、過年度分損益勘定留保資金、減債積立金等で補てんするものとしてございます。

続きまして、議案第54号 平成23年度紀の川市工業用水道事業会計補正予算（第1号）について、御説明申し上げます。

別冊の工業用水道事業会計補正予算書、1ページをお開きください。

第2条の収益的収入及び支出につきましては、紀の川市工業用水道事業会計予算第3条に定めた収益的収入の予定額に316万円を増額し、3,795万9,000円に、また収益的支出の予定額に342万7,000円を増額し、3,434万7,000円とするものでございます。

補正の内容につきましては、2ページの補正予算実施計画書をお開きください。

収益的収入につきましては、実績見込みにより1款1項1目給水収益、並びに1款2項2目雑収益の増額となっております。

3ページをごらんください。

収益的支出につきましても、実績見込みにより1款1項1目動力費の増額を、同項5目の減価償却費では、前年度取得資産にかかる減価償却費の額の確定による所要の補正、2項の営業外費用につきましては、前年度借り入れの起業債の額及び利率の確定による償還利息の減額補正をお願いするものでございます。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（西川泰弘君） ここで休憩いたします。

再開は、午後1時といたします。

（休憩 午前11時49分）

（再開 午後 0時59分）

○議長（西川泰弘君） 再開いたします。

休憩前に引き続き、提案説明を続けます。

総務部長 竹中俊和君。

○総務部長（竹中俊和君）（登壇） それでは、議案書85ページをお願いします。

議案第55号の平成24年度紀の川市一般会計予算について、補足説明をさせていただきます。

別冊の平成24年度紀の川市一般会計予算書の1ページをお開き願います。

議案第55号 平成24年度紀の川市一般会計予算は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算

第1条 歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ332億8,000万円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は「第1表 歳入歳出予算」による。

債務負担行為

第2条 地方自治法第214条の規定により、債務を負担する行為をすることができる事項及び期間及び限度額は「第2表 債務負担行為」による。

地方債

第3条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は「第3表 地方債」による。

一時借入金

第4条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の最高額は、100億円と定める。

歳出予算の流用

第5条 地方自治法第220条第2項ただし書きの規定により、歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

各項に計上した給料及び職員手当及び共済費にかかる予算額に過不足が生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項からの流用。

2ページをお開き願います。

「第1表 歳入歳出予算」でございます。

2ページから4ページの歳入では、1款市税から4ページまでの21款市債まで、それぞれ款項にわたりまして332億8,000万円の収入を見込んでおります。

5ページをお願いします。

歳出でございます。

1款議会費から13項予備費まで、それぞれ款項におきまして執行予定額332億8,000万円を計上いたしております。

7ページをお願いいたします。

「第2表 債務負担行為」です。紀の川市土地開発公社が借り入れする事業資金の債務保証といたしまして、平成24年度限度額19億円に借り入れ期間中の利子を足した額を保証するものでございます。

8ページをお願いします。

「第3表 地方債」でございます。起債の目的、限度額を順次申し上げます。

庁舎建設事業19億7,200万円、清掃施設整備事業2億80万円、農業施設整備事業5,750万円、道路橋梁整備事業1億8,920万円、都市計画施設整備事業1億2,810万円、消防施設整備事業4,330万円、小学校施設整備事業1億8,230万円、中学校施設整備事業15億4,280万円、保健体育施設整備事業1億7,660万円、臨時財政対策債12億6,000万円、合わせて57億5,260万円です。

起債の方法は、いずれも普通貸借または証券発行、利率については5%以内、償還の方法は公的資金はその融資条件により、銀行、その他の場合はその債権者と協定するものとします。繰上償還、低利な利子への借りかえは必要において行うことといたします。

10ページをお開き願います。

10ページから12ページまでにつきましては、歳入歳出予算事項別明細書でございます。それぞれ332億8,000万円で、前年度と比較して22億8,000万円、前年度比7.4%の伸びとなっております。

13ページをお願いします。

13ページからは、歳入について主なものについて御説明申し上げます。

1款市税から15ページの11款の交通安全対策特別交付金については、本年度の収入見込み額を計上いたしております。市税のうち、1項市民税、個人市民税については、東日本大震災や台風12号など景気の状態をかながみるとともに、法改正に伴う扶養控除の縮減に伴う増加を見込み、当初予算比で5.9%の伸びとしています。

法人市民税減免課税分については、前年度当初予算と同額にしております。東日本大震災や台風12号、円高などによる市内企業の業績にも影響があるものと考え、平成23年度収入見込み額からは約10%の減を見込んでおります。

2項固定資産税と5項の都市計画税については、土地の下落が相変わらず続いている影響を、それから家屋について評価がえによる下落の影響を見込んでおります。

3項の軽自動車税については、軽四輪の自家用車の増加を見込み、本年度収入見込み額の約1.4%の伸びとしてございます。

4項たばこ税については、本年度の収入状況を考え、当初予算比で8.8%の伸びとしております。入湯税については、課税施設がなくなったことにより項を廃止してござい

す。

15ページをお願いいたします。

10款地方交付税では、今年度104億8,000万円を計上しております。前年度と比較して1億900万円の増額、対前年度比1.1%の伸びとなっております。

普通交付税においては、平成23年度普通交付税の決定額に地方財政計画の伸び0.5%を乗じた額を、特別交付税については平成23年度の額が決定していない中で、平成22年度の額を根拠に算出した額を計上しております。

以下、本年度予定いたしております各種事業にかかる財源として、16ページ、12款分担金及び負担金4億873万3,000円。16ページから18ページにかけて、13款使用料及び手数料では2億3,825万円。19ページの14款国庫支出金では27億2,622万9,000円、県支出金で14億8,707万8,000円。

23ページをお願いします。

16款財産収入では、4,147万1,000円。

24ページでは繰入金で26億9,513万円、うち財政調整基金からの繰り入れが6億7,434万5,000円。

次のページの庁舎建設基金繰入金として、16億5,000万円を計上してございます。

27ページをお願いいたします。

市債の発行額は57億5,260万円で、歳入合計332億8,000万円となります。

続いて、歳出について主なものについて御説明申し上げますので、28ページをお願いいたします。

28ページから各費目全般にわたりまして、一般職の給与費については573名の職員の給与費と共済費合わせまして40億5,295万1,000円を計上しており、職員数では前年度より19人の減、6,413万3,000円の減額となっております。

まず、1款議会費では、共済費で議員共済会負担金として、今年度6,169万1,000円を計上しております。地方議員年金廃止に伴う経過措置として、地方負担分に通常の費用分を合わせ、計上しております。

次のページ、をお願いします。

2款1項1目一般管理費、監察監報酬として432万円を計上しております。

32ページをお願いいたします。

7目企画費でございます。平成25年度から平成29年度までの長期総合計画後期基本計画策定費用として323万6,000円を計上、また人口増加対策事業の2年目として若者定住促進奨励金5,000万円、婚活支援委託料100万円、ようこそ紀の川市へPR事業157万5,000円を計上いたしております。

36ページをお願いいたします。

13目電算管理費です。電算管理費については、システムの更新をはじめ新庁舎の完成に合わせ、ネットワーク全体の更新費用として合わせまして1億8,913万3,000

円を計上しております。

次のページの16目まちづくり推進費では、新しい公共の場づくりのためのモデル事業補助金として、19節に260万4,000円、県の100%の補助を受けてたまステーションを中心とする「まち資源活性化プロジェクト事業」として、健康ツーリズム事業を実施するNPO法人に対して補助を行うものであります。

17目の基金費では、将来の地方債償還の備えとして減債基金に2億118万2,000円の積み立てを計上しております。

18目の庁舎建設費では、本年度は庁舎本体工事費として工事請負費、備品購入費と合わせて目計で合わせて36億7,596万8,000円を計上しており、平成25年1月からの業務開始を目指しております。

次のページをお願いします。

19目の国民体育大会準備費としては、職員給与を除きまして644万9,000円を計上しております。

46ページをお願いします。

3款1項2目障害福祉費、扶助費で6,545万5,000円、3目の障害医療費の扶助費で2億8,922万3,000円、48ページの4目障害者自立支援費の扶助費で7億9,825万7,000円を計上し、障害者への医療費の助成や障害者の生活の質の向上、社会参加等の促進を図るべく、予算措置をしているところでございます。

それから戻っていただいて、46ページの2目の障害者福祉費では、新規に自殺対策緊急強化基金事業として180万5,000円を計上してございます。

48ページをお願いします。

5目老人福祉費、扶助費1億1,527万6,000円、養護老人ホーム入所施設への経費を計上しております。

54ページをお願いいたします。

2項児童福祉費、1目の児童福祉総務費、13節新規事業としてファミリーサポートセンター運営委託料として985万9,000円を計上しております。また、放課後児童健全育成事業委託料として9,820万3,000円を計上しております。

次の2目の子ども医療費では、扶助費に1億8,405万5,000円を計上し、小学校卒業まで子どもへの医療費負担について助成をいたします。

60ページをお願いいたします。

4款1項1目保健衛生総務費ですが、昨年に続きまして人口増加対策事業の一環として、19節で一般・特定不妊治療費助成金を合わせまして、400万円を計上しております。

また、2目の予防費では、感染症対策として予防接種、任意予防接種委託料として1億5,611万2,000円を計上いたしております。

66ページをお願いいたします。

4款2項1目清掃総務費、19節におきまして紀の海広域施設組合への負担金として2

億8,669万7,000円を計上しております。新年度については、敷地造成工事、調整池水路整備を行ってまいります。

続きまして、69ページをお開き願います。

6款1項3目農業振興費では、農作物を年々増加する有害鳥獣から守るため、電気さく等の設置者に対して、19節で有害獣被害防止対策事業補助金734万2,000円を計上しております。

次の70ページをお願いいたします。

5目農業経営基盤強化促進対策事業費では、19節で和歌山版果樹産地づくりステップアップ支援事業として150万円を計上しております。6年以上の利用権設定等を受けた者に対する補助、荒廃した農地を解消し、3年以上の保全管理をする農業者への補助を行ってまいります。

72ページをお願いいたします。

10目農業施設整備事業費の19節ですが、県営事業負担金として紀の里地区広域営農団地農道整備事業3,245万円、畑地帯総合土地改良事業2,750万円、中山間地域総合整備事業2,400万円、ため池等整備事業1,465万2,000円、耕作放棄地解消発生防止基盤整備事業1,293万円等々を計上してございます。

続いて、74ページをお開き願います。

2項の2目の林業振興費ですが、アライグマなどの有害鳥獣捕獲事業等補助金として、19節で408万3,000円を計上しております。

79ページをお願いいたします。

8款2項2目道路橋梁維持費では、長寿命化修繕計画に基づく橋梁維持修繕事業6,000万円を含む工事費として1億2,300万円を計上して、また次のページの3目道路橋梁新設改良費では、最終年度である市道井田中ノ才線道路新設改良工事のほか、市道改良費、また紀の海広域施設組合周辺整備事業である（仮称）調月三和線の測量設計委託料を含め、目全体で9億4,399万1,000円を計上いたしております。

次に83ページをお願いいたします。

4項の都市計画費、3目の公園管理費です。平池緑地公園にイルミネーションを設置して、地域の観光振興を図るため、各節合わせまして335万円を計上しております。

84ページをお願いします。

6目の都市公園整備事業費については、打田総合スポーツ公園を整備し、全体施設整備の初年度として2億7,120万6,000円を計上してございます。

87ページをお願いします。

9款1項4目消防施設費ですが、本年度は消防器具庫3カ所、防火水槽3カ所、また消防施設の維持管理費用分等々合わせまして、目合計で9,876万6,000円を計上してございます。

95ページをお開き願います。

10款3項3目学校建設費ですが、打田中学校校舎改築工事、既存校舎の解体とテニスコートの整備を予定しております。

また、粉河中学校校舎新築工事については、平成25年7月末の完成を目指し、これらの工事費と合わせ目合計18億6,641万4,000円を計上いたしております。

97ページをお願いいたします。

5項の社会教育費の4目文化財保護費です。市の貴重な文化財である旧名手本陣妹背家住宅整備として後世への保存・活用のため、工事請負費、物件補償費と合わせて1,791万2,000円を計上いたしております。

次に103ページをお願いいたします。

6項の保健体育費の3目体育施設管理費では、市民各層が楽しめる、健康増進を図るための施設としてパークゴルフ場整備事業費、工事請負費等を合わせまして1億9,607万8,000円を計上しております。

また、同じく桃山勤労者体育センター耐震補強事業として1,178万1,000円を計上しております。

104ページをお願いします。

5目の学校給食費ですが、管内の旧打田、桃山、貴志川地区の小・中学校に対応できる学校給食センター建設整備事業として、土地の購入費などを合わせまして2億274万6,000円を計上してございます。

106ページをお願いします。

12款公債費については、今年度元利を合わせまして46億5,400万6,000円の償還を予定しております。

以上で、歳出合計合わせて332億8,000万円を計上しているところでございます。

108ページから115ページには給料費の明細書、116ページは債務負担行為で翌年度以降にわたるものについての前年度末までの支出額、または支出額の見込み及び当該年度以降の支出予定額等に関する調書、117ページには地方債の前々年度末における現在高並びに前年度末及び当該年度末における現在高の見込みに関する調書を添付しております。後ほど御高覧いただきたいと思っております。

また、別冊で平成24年度予算の編成方針、予算編成要領、特別会計を含めた当初予算の概要、長期総合計画に定めた政策目標に沿った事業一覧を添付させていただいておりますので、合わせて御高覧いただきたいと思っております。

以上で説明を終わります。御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（西川泰弘君） 建設部長 阪口政弘君。

○建設部長（阪口政弘君）（登壇） それでは、議案第56号 平成24年度紀の川市住宅新築資金等貸付事業特別会計予算について、御説明申し上げます。

特別会計予算書1ページをごらん願います。

第1条として、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ3,500万円とするもので、

対前年度比20.3%の減でございます。

歳入歳出予算の款項の区分及び金額は2ページ、3ページの「第1表 歳入歳出予算」のとおりでございます。

主な内容につきましては、歳入では事項別明細書の7ページにございますように、5款2項1目貸付金元利収入において、現年分滞納繰越分で3,400万1,000円の計上でございます。現年度分では完済による対象債権の減少、また滞納繰越分では訪問償還指導の進捗によりまして、前年度より759万6,000円、18.3%の減でございます。

次に歳出では、8ページにございますように、1款1項1目住宅新築資金等貸付事業費において繰出金で1,400万円の計上であり、前年度より1,000万円の増でございます。

9ページに移りますが、2款1項1目元金、利子において平成24年度の長期債元金利子が昨年度に比べ1,840万4,000円、61.8%の減に伴い、支出の減少分を一般会計への繰出金に充当の予算計上となっております。

以上でございます。御審議よろしくお願いたします。

○議長（西川泰弘君） 総務部長 竹中俊和君。

○総務部長（竹中俊和君）（登壇） 議案書87ページの議案第57号 平成24年度紀の川市土地取得事業特別会計予算について、補足説明をさせていただきます。

別冊の補正予算書の18ページをお開き願います。

平成24年度紀の川市土地取得事業特別会計予算歳入歳出予算

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ80万円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は「第1表 歳入歳出予算」による。

19ページをお開き願います。

「第1表 歳入歳出予算」でございます。

歳入では、財産収入として基金利子80万円を見込み、歳出では同額を土地開発基金に積み立てをするものでございます。

土地取得事業特別会計については以上でございます。よろしくお願いたします。

○議長（西川泰弘君） 市民部長 北林佳高君。

○市民部長（北林佳高君）（登壇） それでは、私のほうから議案第58号から議案第60号までの3特別会計予算について、御説明申し上げます。

別冊の特別会計予算書の25ページをお開きいただきたいと思っております。

平成24年度紀の川市国民健康保険事業勘定特別会計予算ということで、歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ82億9,500万円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は「第1表 歳入歳出予算」によるところでございます。

第2条として、一時借入金の借り入れの最高額を25億円と定めるものとございます。

それから、第3条として、歳出予算の流用ということで、歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合として、保険給付費の各項に計上された予算額に過不足が生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用とするものとございます。

第1表の歳入歳出予算の歳入につきましては26ページ、27ページ、歳出につきましては28ページ、29ページ、また歳入歳出予算事項別明細書は30ページから43ページとなっております。

平成24年度の予算規模につきましては、前年度と比べまして1億4,700万円の増、率にして1.8%の伸びを見込んでございます。

主なものについて、歳出から御説明申し上げたいと思います。

31ページの歳入歳出事項別明細書をごらんいただきたいと思います。

まず、歳出でございますが、加入世帯数につきましては1万1,000世帯、被保険者数で2万850人と見込み、算定してございます。

2款の保険給付費につきましては、療養給付費高額療養費について、一般保険者数の減が見込まれることから、57億4,897万円を見込み、前年度と比べまして5,838万8,000円の減でございます。

それから、3款後期高齢者支援金等につきましては、後期高齢者の医療費が増加していることから、9億1,042万3,000円を見込み、1億544万円の増、それから7款共同事業拠出金、前年度以前の実績等の増により9億9,506万4,000円、7,126万7,000円の増となっております。

次に歳入でございますが、30ページにお戻りいただきたいと思います。

まず、1款国民健康保険税につきましては、18億2,760万円、4,626万8,000円の増でございます。

次に、国民保険制度の公費負担につきましては、財政運営の都道府県単位化を円滑に進める等のため、県の調整交付金が給付費等の7%から9%に引き上げられ、これに伴いまして国の税率負担が給付費等の34%から32%に引き上げる見込みであることから、3款国庫支出金で21億8,694万8,000円、4,866万1,000円の減。

6款県支出金におきましては、4億5,737万5,000円、1億2,324万7,000円の増を見込んでございます。

9款繰入金につきましては、5億83万4,000円、1億8,090万3,000円の減でございます。このうち、国民健康保険事業運営基金からの繰入につきましては、1億674万円の繰入を見込んでございます。

続きまして、議案第59号 平成24年度紀の川市国民健康保険直営診療施設勘定特別会計予算について、御説明いたします。

特別会計予算書の45ページをお開き願いたいと思います。

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ7,630万円と定める。

第2項 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は「第1表 歳入歳出予算」によるところでございます。

第2条は、一時借入金の借り入れの最高額を2,300万円と定めるものでございます。

平成24年度の予算規模につきましては、前年度に比べ260万円の減、率にしてマイナス3.3%となっております。鞆瀨診療所の運営に要する医師の報酬をはじめ、看護師職員等の人件費、医療診療にかかる経費を計上してございます。

46ページ、47ページに款項別の歳入歳出予算、48ページから53ページにかけて歳入歳出事項別明細書を、また54ページから62ページに給与費明細表等を添付させていただいております。

続きまして、議案第60号 平成24年度紀の川市後期高齢者医療特別会計予算について、御説明申し上げます。

特別会計予算書の63ページをお願いいたします。

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ14億300万円と定めるものでございます。

第2項 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は「第1表 歳入歳出予算」によるところでございます。

第2条 一時借入金につきましては、借り入れの最高額を4億3,000万円と定めるものでございます。

平成24年度の予算規模につきましては、前年度と比較いたしまして9,900万円の増、7.6%の増となっております。

事項別明細書66ページをお願いします。

歳入の1款保険料の現年課税分につきましては、高齢者の医療に関する法律の規定によりまして、保険料の改定はおおむね2年を通じ、財政の均衡を保つことができるものでなければならないとされております。本年度は、その改定年度となっております。保険料の上昇が見込まれますことから、保険料の増額化を抑制するため、平成22年度及び平成23年度において生じると見込まれる剰余金、県の財政安定化基金をあて、現行保険料率の均等割額4万2,649円を4万3,271円に、また所得割率を7.91%を8.28%に、和歌山県後期高齢者広域連合において改定されます。

保険料の4億5,298万円につきましては、広域連合で決定されました保険料率に基づき、被保険者から市が特別徴収、または普通徴収の方法によって徴収すべき保険料等を計上してございます。

3款繰入金につきましては、事務費・保険料の現年分及び医療給付費にかかる療養給付費負担金について、一般会計において負担すべき所要額を繰り入れするものでございます。

次に、67ページをごらんいただきたいと思います。

歳出の1款総務費につきましては、医療事務及び徴収にかかる所要の経費を計上してございます。

2款後期高齢者医療広域連合納付金につきましては、被保険者の方から徴収した保険料及び一般会計から繰り入れました保険基盤安定繰入金、療養給付費繰入金等の納付すべき所要の負担額を計上してございます。

また、3款保健事業費につきましては、脳ドック受診につきまして前年度より10名増の30名分156万円の委託料を計上してございます。

以上で、議案第58号から議案第60号までの3議案についての説明を終わらせていただきます。御審議の上、御可決賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（西川泰弘君） 保健福祉部長 藤戸敏成君。

○保健福祉部長（藤戸敏成君）（登壇） それでは、議案第61号 平成24年度紀の川市介護保険事業勘定特別会計予算について、御説明させていただきます。

特別会計の当初予算書72ページをお開きいただきたいと思います。

平成24年度の紀の川市介護保険事業勘定特別会計の予算につきましては、歳入歳出それぞれ57億2,600万円と定めるもので、対前年度比で2億7,500万円の増、率にして5%の増となっております。

また、一時借入金の借り入れ最高額は18億円と定め、予算流用の規定は第3条のとおりでございます。

第1表の歳入は73ページから74ページ、歳出は75ページから76ページ、詳細説明の事項別明細書につきましては77ページ以降になっておりますので、ごらんいただきたいと思います。

総括いたしまして、平成24年度予算につきましては、編成時期の関係上、平成23年10月ごろの実績から決算見込みをはじき出して、それに伴い本年9月、貴志川地区に開始予定の特別老人ホームの創設の要因を考慮して、所要額を計上いたしております。

65歳以上の第1号被保険者数は、平成23年10月現在で1万7,237人、前年に比べて36人の増となっており、また介護認定者数は4,066人、155人の増となっております。

歳出の増額の主な要因は、2款保険給付費で新たに開始予定の施設、介護給付費の増加を見込んだ、また在宅介護サービス費、特に平成23年度に引き続き、医療系のサービスの増加と合わせ、サービス給付費増によるサービス計画費の増、また平成24年度より介護報酬の改定等による予算措置で54億8,627万円を見込み、昨年度に比べ2億4,612万円の増となっております。

歳入については、第5期事業計画に基づく第1号被保険者の保険料率に基づく予算措置と合わせ、給付後に則した見込み額の予算措置を、代替補てんとして時限的に創設された財政安定化特別交付金を加えた準備基金6,449万1,000円を繰り入れる財源措置を講じているところでございます。

以上、総括でございますが、御審議いただき、御可決賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（西川泰弘君） 建設部長 阪口政弘君。

○建設部長（阪口政弘君）（登壇） それでは、議案第62号から議案第64号までの3議案について、御説明申し上げます。

特別会計予算書の92ページをごらんいただきたいと思います。

まず、議案第62号 平成24年度紀の川市公共下水道事業特別会計予算につきまして、第1条の予算総額は歳入歳出それぞれ17億1,100万円で、対前年度比6.1%の減でございます。

2項の予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は「第1表 歳入歳出予算」のとおりです。

第2条は、96ページの第2表のとおり、地方債について定めてございます。

第3条で、一時借入金の借り入れ最高額を5億2,000万円と定めてございます。

予算内容につきましては、事項別明細書の97ページをお開き願います。

歳入の主な内容ですが、1款分担金及び負担金では、下水道に接続があった場合の受益者分担金並びに受益者負担金を計上してございます。

受益者分担金並びに負担金合計の対前年度比は13.1%の増でございます。

2款使用料及び手数料では、下水道使用料並びに指定工事店と責任技術者の登録手数料を計上してございまして、対前年度比17.8%の増でございます。

3款国庫支出金では3億8,250万円の計上で、対前年度比6.1%の減となっております。

9款市債では6億9,350万円で、対前年度比19.1%の減でございます。

その他につきましては、ほぼ前年度並みでございます。

次に、98ページからの歳出の主な内容でございますけれども、1款総務費においては、ほぼ前年度並みで対前年度比1.7%の増となっておりますが、1目一般管理費については、職員1名の減と2目施設管理費については、19節において計上してございます流域下水道維持管理負担金が対前年度比18.6%の増となったために相殺され、若干の増となっております。

2款事業費では、12億1,734万3,000円で、対前年度比13.4%の減で、公共下水道の事業内容といたしましては、104ページの15節工事請負費に7億4,210万円を計上し、約25.6ヘクタールの面整備と新たに約29.3ヘクタールの区域について供用開始を予定してございます。

また、2目の流域下水道事業費では、紀の川市中流流域下水道事業建設負担金並びに処理場周辺整備事業における紀の川市の負担金を計上してございます。

紀の川市の公共下水道事業特別会計予算につきましては、以上でございます。

次に、議案第63号について、御説明申し上げます。

特別会計予算書の115ページをごらん願います。

平成24年度紀の川市特定環境保全公共下水道事業特別会計予算について

第1条で予算の総額は、歳入歳出それぞれ4,810万円と定めてございます。対前年度比較で0.8%の減となっております。

2項の予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は「第1表 歳入歳出予算」のとおりでございます。

第2条で、一時借入金の借り入れ最高額を1,500万円と定めてございます。

予算内容につきましては、事項別明細書の118ページをお開き願います。

まず、歳入の主なものは、2款の使用料及び手数料における下水道使用料、並びに4款繰入金における2項基金繰入金は、ほぼ前年どおりとなっております。

6款諸収入につきましては、消費税及び地方消費税還付額が減額となっております。

次に、119ページからの歳出でございますが、1款総務費で対前年度比で約0.9%の減となっております。節ごとの支出内容はほぼ前年度並みでございます。

続きまして、議案第64号について、説明申し上げます。

特別会計予算書の125ページをごらん願います。

平成24年度紀の川市農業集落排水事業特別会計予算について

第1条で、予算の総額は歳入歳出それぞれ3,270万円と定めており、対前年度比は13.5%の減となっております。

2項の予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は「第1表 歳入歳出予算」のとおりでございます。

第2条で、一時借入金の借り入れ最高額を990万円と定めてございます。

予算内容につきましては、事項別明細書の128ページをお開き願います。

まず、歳入につきましては、2款の使用料及び手数料の1項使用料につきましては713万6,000円で、対前年度比17.7%の増で、理由といたしましては善田処理区での新規加入移殖による使用料の増でございます。

また、6款諸収入につきましては、善田農集の工事完了のため、消費税及び地方消費税の還付がなくなったため、99.9%の減となっております。

次に、129ページの歳出では、1款の総務費が善田農集の実績ができましたので、対前年度比約34.9%の減となっております。

以上、3議案につきまして、御審議よろしくお願いいたします。

○議長（西川泰弘君） 水道部長 今井辰巳君。

○水道部長（今井辰巳君）（登壇） それでは、議案第65号 平成24年度紀の川市簡易水道事業特別会計予算について、御説明申し上げます。

特別会計公営企業会計予算書135ページをお開きください。

第1条では、予算総額、歳入歳出それぞれ2億3,100万円と定めてございます。対前年度比30.8%の減となっております。この主な要因は、西川原簡易水道再編推進事業並びに黒川簡易水道拡張事業が平成23年度に完成することに伴い、減額となったものでございます。

第2条では基礎地方債について、第3条では一時借入金の限度額を7,000万円と定めてございます。

138ページをお開きください。

地方債についてでございます。起債の目的は、簡易水道施設事業、限度額は1億4,680万円、起債の方法、利率、償還方法は記載しておりますとおりでございます。

次に事項別明細書の141ページをお開きください。

歳入の主なものについて御説明いたします。

2款1項1目の使用料につきましては、平成23年度の実績見込みから料金収入を予測してございます。

7款1項1目の市債につきましては、平成24年度に計画をしております簡易水道再編推進事業、及び水道未普及地解消事業の財源のための起業債借り入れ予定額を計上してございます。

次に、143ページをお開きください。

歳出につきましては、1款衛生費における人件費、需用費、役務費等は例年とほぼ増減がございません。

13節の委託料につきましては、前年度に比べまして7,792万6,000円の増額となっております。この主な理由は、新規事業といたしまして高野五百谷簡易水道再編推進事業に伴います測量設計費、及び鞆淵細野地区水道未普及地解消事業に伴う測量設計費を計上したものでございます。

以上でございます。御審議の上、御可決賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（西川泰弘君） 農林商工部長 林 信良君。

○農林商工部長（林 信良君）（登壇） それでは、議案書の96ページの議案第66号平成24年度紀の川市池田財産区特別会計予算についてから、106ページの議案第76号平成24年度紀の川市平池財産区特別会計予算についてまでの11議案につきまして、一括説明をさせていただきますので、よろしくお願い申し上げます。

別冊の平成24年度紀の川市特別会計予算書の153ページから記載いたしております。

池田財産区をはじめとする各財産区特別会計につきましては、それぞれ歳入歳出予算の総額、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額を定めており、地方自治法第211条第1項の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

平成24年度予算の計上にあたっては、前年度実績等、十分精査を行った上で各財産区の管理運営に要する経費、林道修繕費や森林保育事業など必要経費を計上させていただいております。

特に本年度は、池田財産区と田中財産区において貸与地にかかる森林台帳の整備を実施するために、臨時職員の人件費を一般会計へ繰り出す予算措置も講じてございます。

以上、11議案につきまして、御審議賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（西川泰弘君） 水道部長 今井辰巳君。

○水道部長（今井辰巳君）（登壇） それでは、議案第77号及び議案第78号について、御説明申し上げます。

特別会計公営企業会計予算238ページをお開きください。

議案第77号 平成24年度紀の川市水道事業会計予算について、御説明いたします。

最初に、第2条で業務の予定量を定めてございます。給水戸数は、対前年度比383戸の増、年間総給水量、1日平均給水量につきましてはほぼ前年度並みでございます。

第3条では、収益的収入及び支出にかかる予定額を定めてございます。

水道事業収益につきましては、13億3,068万4,000円で、ほぼ前年度並みの3.8%の減を見込んでございます。

また、水道事業費用につきましては、12億7,238万6,000円で、前年度に比べ6.6%の減となっております。この主な要因といたしましては、営業費用における原水及び浄水施設の修繕費並びに受託工事費の減額でございます。

次に、第4条では、資本的収入及び支出の予定額を定めてございます。

まず、資本的収入につきましては、3億1,239万5,000円で、前年度に比べ194.5%の増でございます。増額の主な要因ですけれども、前年度にはなかった起業債を計上したことによるものでございます。

また、資本的支出につきましては、7億9,893万6,000円で、前年度に比べまして15.2%の増でございます。この主な要因は、老朽化に伴う配水池の築造工事やろ過池のこうせい工事、並びに送水専用管の敷設工事等を計上したためでございます。なお、資本的収入が資本的支出に対し不足する4億8,654万1,000円は、過年度分損益勘定留保資金、減債積立金等で補てんするのでございます。

次の239ページをお願いいたします。

第5条では、起債借り入れにかかる限度額と借り入れ条件を、第6条では一時借入金の限度額を、第7条では各項の経費の流用可能項目を、第8条では議会の議決を経なければ流用することができない経費について定めてございます。

また、第9条として棚卸資産購入限度額を定めてございます。

なお、240ページ以降は水道事業会計予算にかかる実施計画並びに説明書となっておりますので、後ほどごらんおきいただきますよう、お願い申し上げます。

続きまして、特別会計予算書268ページをお開きください。

議案第78号 平成24年度紀の川市工業用水道事業会計予算について、御説明いたします。

第2条では、業務の予定量を定めてございます。

第3条では、収益的収入及び支出にかかる予定額を定めてございます。工業用水道事業収益につきましては3,605万2,000円で、ほぼ前年度並みの3.6%増を見込んでおります。事業費用につきましては3,520万7,000円で、前年度に比べ13.9%の増となっております。この主な要因は、営業費用における減価償却費の増額でござ

ざいます。

第4条では、資本的収入及び支出の予定額を定めてございます。資本的支出につきましては、1,553万2,000円で、前年度に比べ34.8%の増となっております。この主な要因は、施設改良のための工事請負費を計上したためでございます。

なお、資本的収支において不足する1,553万1,000円は、過年度分損益勘定留保資金、減債積立金等で補てんするものでございます。

次の269ページをお開きください。

第5条で一時借入金の限度額、第6条では各項の経費の流用可能項目を、第7条では議会の議決を経なければ流用することができない経費について定めてございます。

なお、270ページ以降は、工業用水道事業会計予算に関する実施計画並びに説明書となっております。後ほどごらんおきいただきますよう、お願い申し上げます。

以上でございます。御審議の上、御可決賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（西川泰弘君） 農林商工部長 林 信良君。

○農林商工部長（林 信良君）（登壇） それでは、議案書109ページの議案第79号土地の処分について、御説明申し上げます。

議案第79号 土地の処分について

紀の海広域施設組合ごみ処理施設用地として、下記のとおり土地を処分したいので、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第3条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

記といたしまして、

- 1 所在地 紀の川市桃山町最上字亀澤1290番1の一部、
- 2 数量 7万6,653平方メートル、
- 3 処分の方法 売買、
- 4 処分価格 6,132万2,400円、
- 5 契約の相手方 紀の川市貴志川町神戸327番地1

紀の海広域施設組合管理者 中村慎司 でございます。

提案理由といたしましては、紀の川市最上、神戸、市場、元財産区の土地を紀の海広域施設組合ごみ処理施設用地として売却するためのものでございます。

なお、土地処分箇所の位置図等につきましては、資料といたしまして議案書の169ページ、170ページに記載いたしてございますので、ごらんおきいただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

以上、御審議賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（西川泰弘君） 水道部長 今井辰巳君。

○水道部長（今井辰巳君）（登壇） それでは、議案第80号及び議案第81号について、御説明申し上げます。

議案書の110ページをお開きください。

議案第80号 辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更について、御説明いたします。

辺地にかかる公共的施設の総合整備計画を別紙のとおり変更することについて、辺地にかかる公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置に関する法律第3条第9項において準用する第1項の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

提案理由といたしまして、平成22年第1回紀の川市定例会において、議決を得ました紀の川市西川原辺地総合整備計画について、事業費の増額により辺地対策事業債の予定額を変更するためでございます。

次の111ページ、112ページに総合整備計画を添付してございます。112ページは、変更調書となっておりますので、御高覧いただきますようお願い申し上げます。

続きまして、議案書113ページをお開きください。

議案第81号 辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定について、御説明いたします。

辺地にかかる公共的施設の総合整備計画を別紙のとおり策定することについて、辺地にかかる公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律第3条第1項の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

提案理由といたしまして、紀の川市における総合的かつ計画的な行政の運営を図るため、平成28年度を目標年次とする、辺地にかかる公共的施設の総合整備計画を策定するに当たって、県知事と協議し、総務大臣に提出するためでございます。

次の114ページから117ページまでは、上鞆淵、中鞆淵、下鞆淵辺地、並びに東部、これは細野地区ですけれども、東部辺地の総合整備計画でございます。この地域には、公共の水道施設がなく、渇水期の水不足、降雨による水質悪化等、安全で安心な生活用水確保に大きな障害をかかえた状態での生活を強いられております。

近隣の簡易水道施設を本地域まで延長することで、安定した水源の確保や環境対策、並びに施設や水質の維持管理体制の強化を図るため、平成24年度から平成28年度の5年間で施設を整備するものでございます。

次に、118ページをお開きください。

高野辺地総合整備計画でございます。本地域につきましては、公共の水道施設である簡易水道を利用しておりますが、水源が乏しく、頻繁に水不足が生じており、近隣の上水道につなげることにより、安定した水源の確保や環境対策、並びに施設の水質の維持管理体制の強化を図るため、上水への統合整備事業を平成24年度、平成25年度の2カ年で整備するものでございます。

以上でございます。御審議の上、御可決賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（西川泰弘君） ほかに補足説明はありますか。

〔「なし」という者あり〕

○議長（西川泰弘君） なければ、提案理由の説明を終わります。

お諮りいたします。

ただいま議題になっております日程第4のうち、諮問第1号から諮問第4号までの人権擁護委員候補者の推薦についての4件と、議案第1号から議案第24号までの各財産区管理委員の選任についてまでの24件の計28件につきましては人事に関する案件でありますので、会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託、討論を省略し、本日直ちに質疑、採決まで行いたいと思っておりますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」という者あり〕

○議長（西川泰弘君） 異議なしと認めます。

したがって、諮問第1号から諮問第4号、並びに議案第1号から議案第24号までの計28件については、本日直ちに、質疑、採決を行うことに決しました。

まず、諮問第1号から諮問第4号 人権擁護委員候補者の推薦について、質疑、採決を行います。

これより、諮問第1号から諮問第4号に対する一括質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「質疑なし」という者あり〕

○議長（西川泰弘君） 質疑なしと認めます。

それでは質疑を終結します。

これより、順次採決を行います。

お諮りいたします。

諮問第1号について、原案のとおり適任者とするに御異議ありませんか。

〔「異議なし」という者あり〕

○議長（西川泰弘君） 異議なしと認めます。

したがって、諮問第1号は原案のとおり適任者とするに決しました。

○議長（西川泰弘君） 続いて、お諮りいたします。

諮問第2号について、原案のとおり適任者とするに御異議ありませんか。

〔「異議なし」という者あり〕

○議長（西川泰弘君） 異議なしと認めます。

したがって、諮問第2号は原案のとおり適任者とするに決しました。

○議長（西川泰弘君） 続いて、お諮りいたします。

諮問第3号について、原案のとおり適任者とするに御異議ありませんか。

〔「異議なし」という者あり〕

○議長（西川泰弘君） 異議なしと認めます。

したがって、諮問第3号は原案のとおり適任者とするに決しました。

○議長（西川泰弘君） 続いて、お諮りいたします。

諮問第4号について、原案のとおり適任者とするに御異議ありませんか。

〔「異議なし」という者あり〕

○議長（西川泰弘君） 異議なしと認めます。

したがって、諮問第4号は原案のとおり適任者とするに決しました。

○議長（西川泰弘君） 次に、議案第1号 田中財産区管理委員の選任について質疑、採決を行います。

これより本案に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「質疑なし」という者あり〕

○議長（西川泰弘君） 質疑なしと認めます。

それではこれで質疑を終結します。

それでは、お諮りいたします。

議案第1号について、原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」という者あり〕

○議長（西川泰弘君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第1号は原案のとおり可決されました。

○議長（西川泰弘君） 続きまして、議案第2号から議案第7号 長田竜門財産区管理委員の選任について質疑、採決を行います。

これより、議案第2号から議案第7号までの6議案に対する一括質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「質疑なし」という者あり〕

○議長（西川泰弘君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終結します。

お諮りいたします。

議案第2号から議案第7号 長田竜門財産区管理委員の選任についての6議案は、一括して採決を行いたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」という者あり〕

○議長（西川泰弘君） 異議がないようですので、一括して採決を行います。

お諮りいたします。

議案第2号から議案第7号 長田竜門財産区管理委員の選任についての6議案は、原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」という者あり〕

○議長（西川泰弘君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第2号から議案第7号までの6議案については、原案のとおり可決されました。

○議長（西川泰弘君） 続きまして、議案第8号から議案第14号 竜門財産区管理委員の選任について質疑、採決を行います。

これより、議案第8号から議案第14号までの7議案に対する一括質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「質疑なし」という者あり〕

○議長（西川泰弘君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終結します。

お諮りいたします。

議案第8号から議案第14号 竜門財産区管理委員の選任についての7議案は、一括して採決を行いたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」という者あり〕

○議長（西川泰弘君） 異議がないようですので、一括して採決を行います。

お諮りいたします。

議案第8号から議案第14号 竜門財産区管理委員の選任についての7議案は、原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」という者あり〕

○議長（西川泰弘君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第8号から議案第14号までの7議案については、原案のとおり可決されました。

○議長（西川泰弘君） 続きまして、議案第15号から議案第21号 南北志野財産区管理委員の選任について質疑、採決を行います。

これより、議案第15号から議案第21号までの7議案に対する一括質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「質疑なし」という者あり〕

○議長（西川泰弘君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終結します。

お諮りいたします。

議案第15号から議案第21号 南北志野財産区管理委員の選任についての7議案は、一括して採決を行いたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」という者あり〕

○議長（西川泰弘君） 異議がないようですので、一括して採決を行います。

お諮りいたします。

議案第15号から議案第21号 南北志野財産区管理委員の選任についての7議案は、原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」という者あり〕

○議長（西川泰弘君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第15号から議案第21号までの7議案については、原案のとおり可決されました。

○議長（西川泰弘君） 続きまして、議案第22号から議案第24号 静川財産区管理委員の選任について質疑、採決を行います。

これより、議案第22号から議案第24号までの3議案に対する一括質疑を行います。質疑はありますか。

〔「質疑なし」という者あり〕

○議長（西川泰弘君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終結します。

お諮りします。

議案第22号から議案第24号 静川財産区管理委員の選任についての3議案は、一括して採決を行いたいと思っておりますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」という者あり〕

○議長（西川泰弘君） 異議がないようですので、一括して採決を行います。

お諮りします。

議案第22号から議案第24号 静川財産区管理委員の選任についての3議案は、原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」という者あり〕

○議長（西川泰弘君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第22号から議案第24号までの3議案については、原案のとおり可決されました。

○議長（西川泰弘君） これをもちまして、本日の日程はすべて終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

なお、あすより3日間休会とし、2月28日火曜日午前9時30分より再開いたします。御苦労さまでした。

（散会 午後 2時09分）